

資	料
No.	7

## パブリックコメント資料

# ひたちなか市 子ども・子育て支援事業計画（案） 概 要

平成27年2月



## 子ども・子育て支援事業計画の概要

### 1. 子ども・子育て支援事業計画策定の趣旨

近年における子ども・子育てを取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進展に伴う家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など大きく変化しており、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、子育てニーズも多様化しております。

これらに対応するため本市では、平成15年度に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき“子ども健やかな成長を見守る 絆で結ばれた地域の実現”を基本理念とした「ひたちなか市次世代育成支援地域行動計画」を平成17年3月に策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、次代を担う子どもやその保護者への支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを産み、子育てをしたくなるまちづくりを推進してきたところです。

こうした中、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月より幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に全国共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援制度」が本格施行され、平成27年度を初年度として5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定が市町村に求められています。市では、これまで取り組んできた「ひたちなか市次世代育成支援地域行動計画」の基本理念を継承したうえで、本市の実情に即した子ども・子育て支援が「家族の絆」や「地域の絆」を強化・再構築することで実現できるように新たな計画を策定するものです。

### 2. 計画の位置づけ

#### (1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定するものです。

#### 子ども・子育て支援法

##### (基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

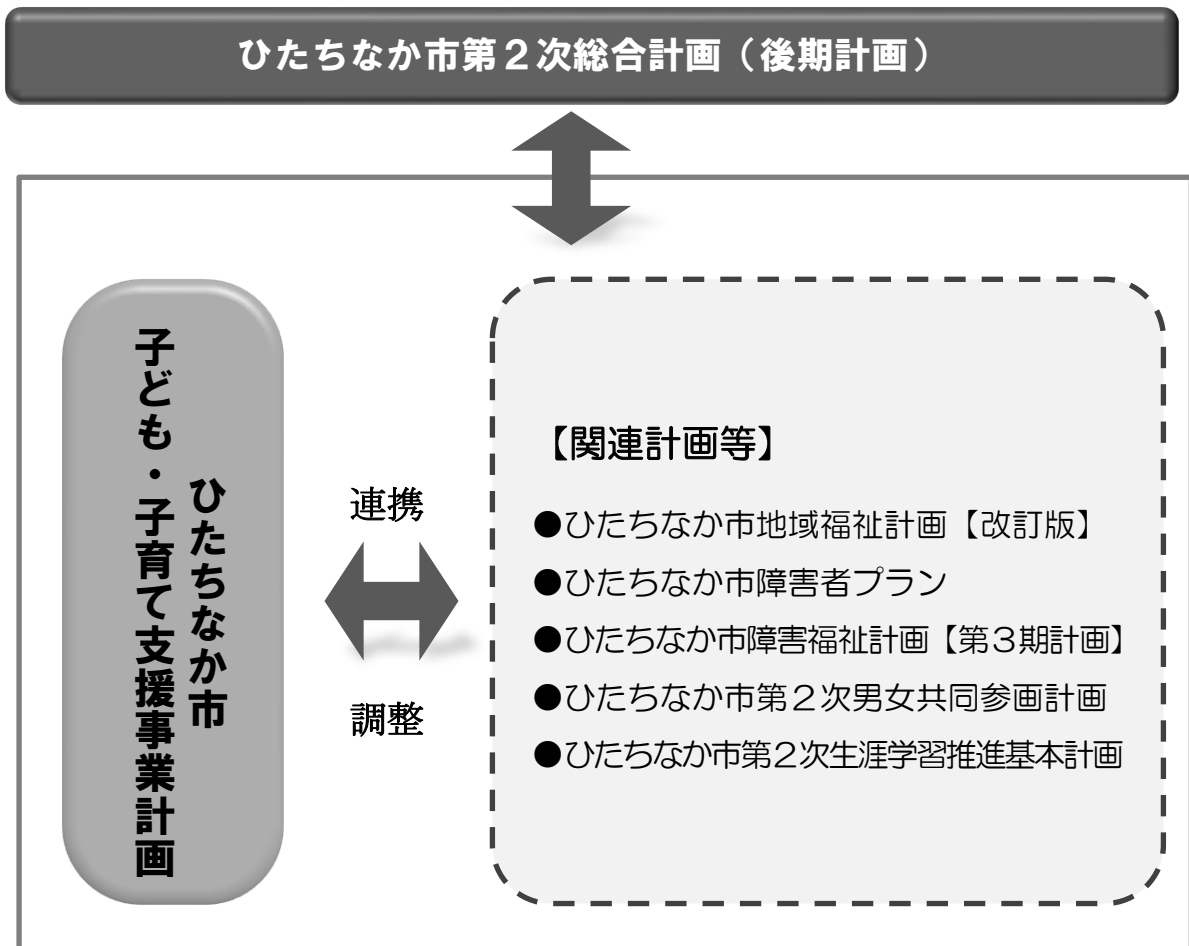
##### (市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画体系における位置づけ

本計画は、「ひたちなか市第2次総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。また、施策を総合的、一体的に進めるため関連する個別計画と調和を保ち策定するものです。

図表 ひたちなか市子ども・子育て支援事業計画の位置づけ

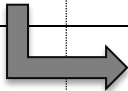


※ 関連計画が改定・変更された際には、必要に応じて内容変更を行います。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

図表 関連計画との計画期間の比較

平成22年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31
ひたちなか市第2次総合計画 前期計画					ひたちなか市第3次総合計画 前期計画				
ひたちなか市第2次総合計画 後期計画					ひたちなか市第3次総合計画 後期計画				
ひたちなか市次世代育成支援対策行動計画 後期計画									
									
					ひたちなか市子ども・子育て支援事業計画				
ひたちなか市障害者プラン 第2期計画（10ヵ年）									
					ひたちなか市障害福祉計画				
					第3期計画		第4期計画		
					ひたちなか市第2次男女共同参画計画				
					ひたちなか市第2次生涯学習推進基本計画				

4. 計画の策定方法

本計画は、子どもの保護者、学識経験者、民間保育園並びに私立幼稚園の代表者及び従事職員、商工会議所や小学校等の関係機関の代表者、地域福祉関係者などで構成する「ひたちなか市子ども・子育て審議会」での審議を踏まえて策定しました。

また、計画の内容が児童福祉、母子保健、医療、教育、まちづくり等にまたがるため、内部組織である「ひたちなか市子ども・子育て事業計画検討プロジェクトチーム」において計画の検討を行いました。

## 計画の基本理念と基本方針

### 1. 基本理念

# 子どもの健やかな成長を見守る 絆で結ばれた地域の実現

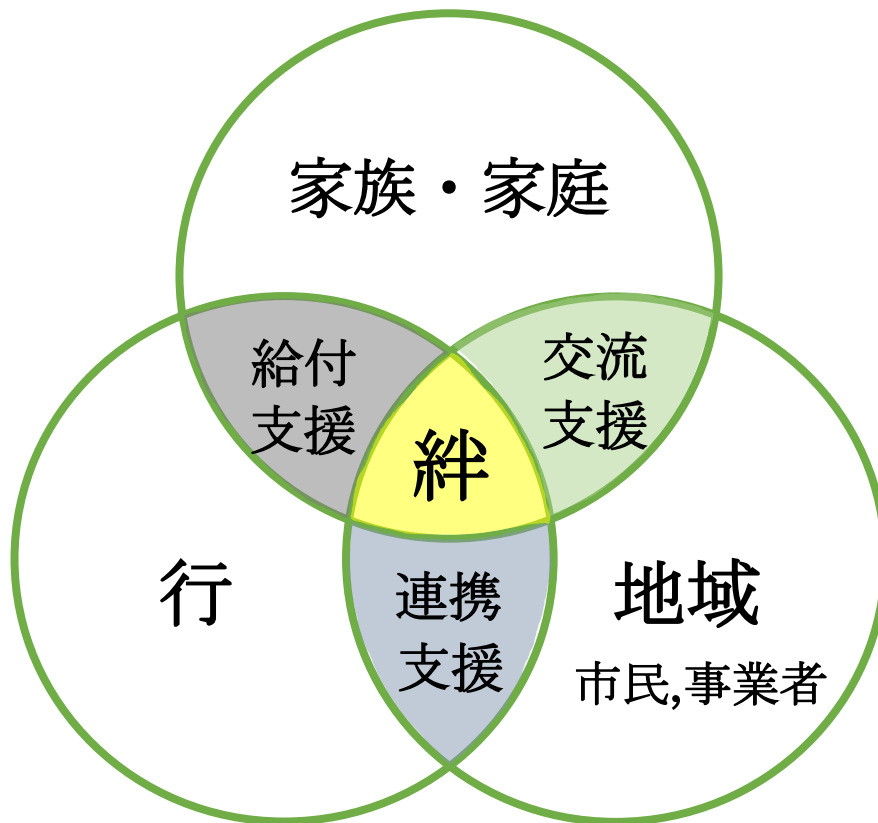
子どもの健やかな育ちと家庭における子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せに繋がるものであり、日々成長する子どもの支援とともに親の支援も大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちをつくるものであり、家庭における子育てを地域全体で支援することによって縁が結ばれ、「地域（まち）」は成長します。

しかし、平成25年度末に実施した子育て世帯を対象としたアンケート調査によりますと、約35%の世帯では近隣に頼れる親族がないと答えています。また、子育ての相談先として「近所の人」と回答したのは約15%に留まるなど、家庭の孤立化と地縁の希薄化の進行が明らかになっています。子育てを取り巻く環境の変化により、家庭に引きこもる“密室育児”は増えており、子育て家庭の孤立感や子育てに対する負担感の軽減が図られず、児童虐待に繋がるケースも見受けられます。

こうした状況を改善するためには、地域のすべての人が「子育て・子育て」を支え合い、見守っていく必要があると考えます。そして、「子育て・子育て」を介して「家族の絆」、「地域の絆」を強化、再構築し、その結果として「地域（まち）育ち」に繋げていくことが重要です。

子どもが心豊かで健やかに育つためには、子育ての主体となる「家族・家庭」、「地域」、「行政」の三者が、各々の役割を果たすとともに、相互に連携・協働することが重要です。そこから生まれるのが「絆」であり、それにより個々の関係がより強化され、「家族の絆」、「地域の絆」の強化、再構築に繋がります。



「絆」で強く結ばれた安心できる地域において、子どもが健やかに成長していく。

そのような子育て環境が実現できるよう、平成 17 年度から実施してきた「ひたちなか市次世代育成支援対策行動計画」の基本理念を引き継ぎ、子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

## 2. 基本視点並びに基本方針

基本理念を実現するため、次の基本視点により、3項目の基本方針を定め施策に取り組みます。

### 基本視点

「家族の絆」、「地域の絆」の強化、再構築による子育て支援

### 基本方針

#### ◆基本方針1 子育て支援

全ての子どもたち一人ひとりが人と人との関わりを通して豊かな人間性を育み、自立した次代の親・地域の担い手になることを支援します。

#### ◆基本方針2 親育ち支援

子は親を見て育つものであり、だからこそ親は自分を律し、成長する必要があります。と同時に、子が本来持っている育つ力に親が気づき、それを引き出し、活かしてあげることができるよう親育ちを支援します。

#### ◆基本方針3 子育て支援による地域（まち）育ち支援

地域における「子育て・子育ち」を介して「家族の絆」、「地域の絆」を強化、再構築し、その結果として「地域（まち）育ち」を支援します。



## 子ども・子育て支援事業計画の構成

本計画は、次の3つの施策を柱に構成します。

### 1. 重点施策

- ◆「家族」，「地域」，「行政」が連携，交流，協力して行う，本市の実情に即した子育て支援事業を積極的に推進します。
- ◆「地域」が自発的に行っている子育て支援事業について，それぞれの地域の実情に応じた連携・支援の強化を行います。

### 2. 基本施策

- ◆平成22年度に策定した「次世代育成支援対策行動計画後期計画」に位置付けた事業を再評価し，子育て支援の観点から継続して実施することにより効果が得られる事業について，改めて本計画への位置付けを行い計画的に推進します。

### 3. 法定による施策

- ◆就学前児童の幼稚園，保育園等施設に係る「需要量の見込み」，「提供体制の確保」及び「実施時期」を明示し計画的に推進します。
- ◆地域における子ども・子育て支援事業に係る「需要量の見込み」，「その提供体制の確保」及び「実施時期」を明示し計画的に推進します。

参考 子どもを取り巻くひたちなか市の現状

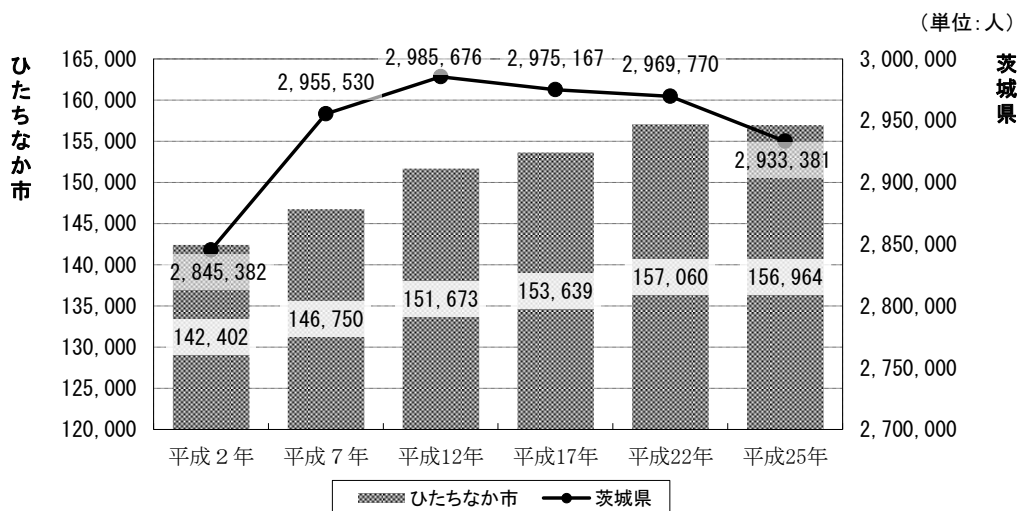
## 子どもを取り巻くひたちなか市の現状

### 1. 少子化の状況及び背景

#### (1) 総人口

- ・平成25年10月1日現在の本市の人口は約15万7千人となっており、増加を続けていた総人口は初めて減少に転じています。
- ・茨城県全体の人口は約293万人となっており、平成12年をピークに人口は減少傾向となっています。

図 1 総人口の推移

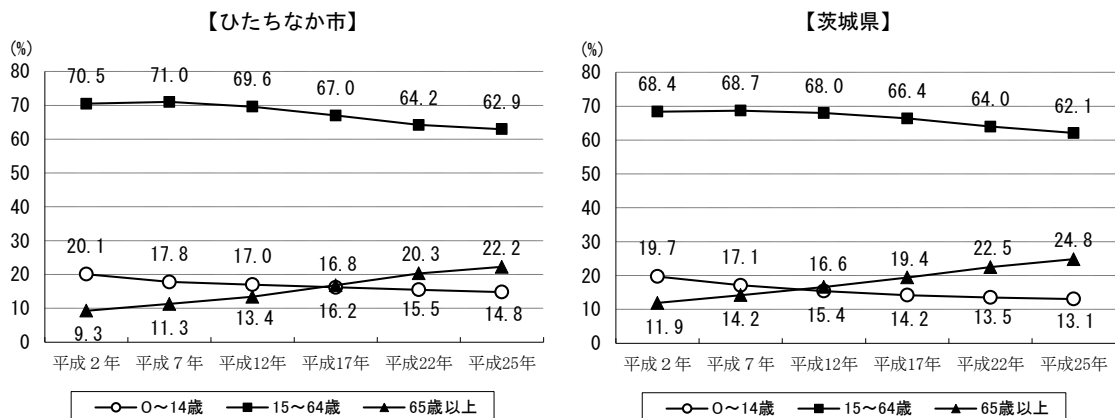


資料：平成2年～平成22年は国勢調査，平成25年は茨城県常住人口調査（各年10月1日）

#### (2) 年齢別構成比

- ・本市では、平成17年に年少人口（0～14歳）と高齢人口（65歳以上）の割合が逆転し、平成22年以降は高齢人口が2割を超えており、平成25年では超高齢社会となっています。
- ・県では平成12年に年少人口と高齢人口が逆転しており、本市の少子高齢化の進行は県よりは緩やかとなっています。

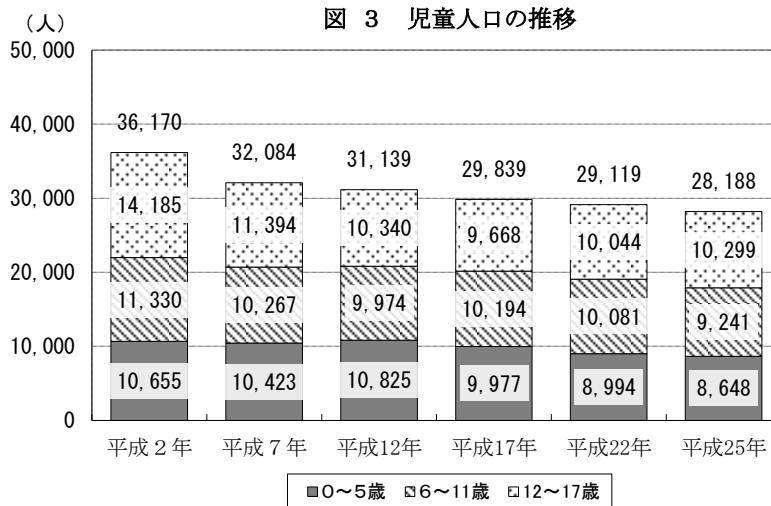
図 2 年齢別構成比の推移



資料：平成2年～平成22年は国勢調査，平成25年は茨城県常住人口調査（各年10月1日）

(3) 児童数

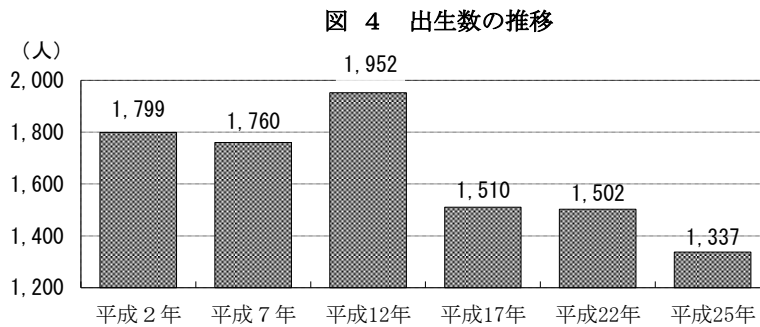
- ・平成25年10月1日現在の児童人口（0～17歳）は28,188人となっており、平成2年から減少を続けています。年代別にみると、12～17歳の人口はほぼ横ばいですが、0～11歳の人口の減少が目立つことから、データからは今後更に児童数の減少が進むことが想定されます。



資料：平成2年～平成22年は国勢調査、平成25年は茨城県常住人口調査（各年10月1日）

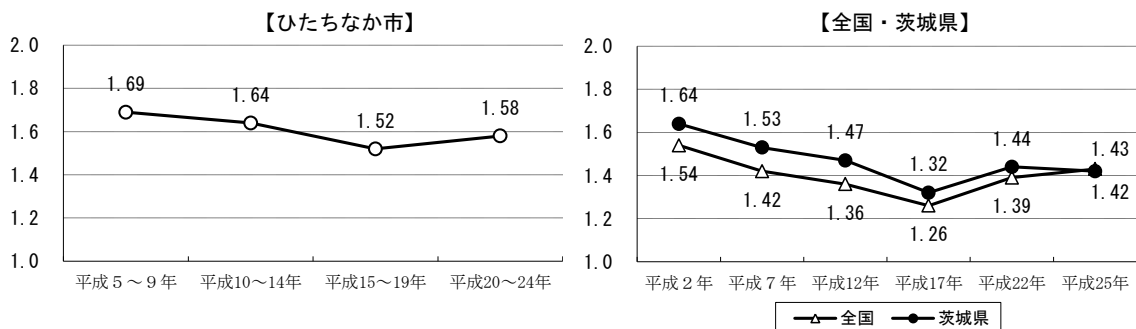
(4) 出生数・合計特殊出生率

- ・出生数は、合併後の平成7年から平成12年に200人弱増加した後、平成17年・22年は1,500人台で横ばいに推移していましたが、平成25年では1,337人まで減少しています。
- ・ひたちなか市の合計特殊出生率<sup>1</sup>は、平成15～19年までは減少していましたが、平成20～24年はやや増加しています。全国・県との比較でも、ひたちなか市の合計特殊出生率はやや高くなっています。



資料：人口動態統計

図 5 合計特殊出生率



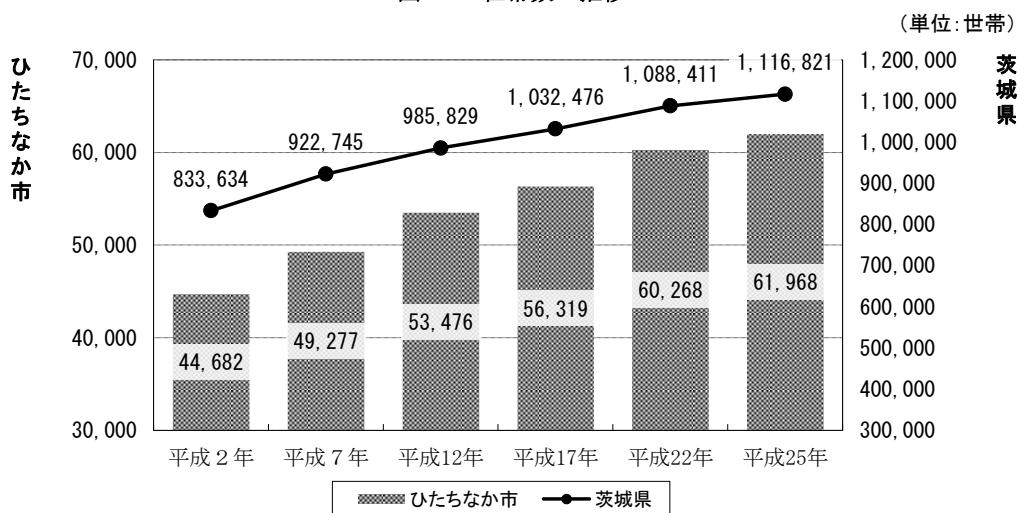
資料：人口動態統計

<sup>1</sup> 合計特殊出生率：1人の女性が一生に産む子どもの数。

(5) 世帯数

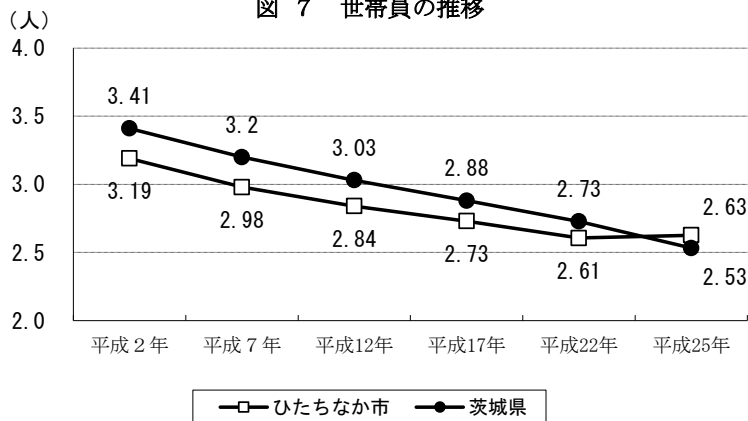
- ・平成25年10月1日現在の世帯数は、約6万2千世帯となっています。
- ・世帯数の増加は県も同様となっています。
- ・世帯数は増加していますが、1世帯あたりの世帯員が減少しており、本市においても核家族化が進行していることがわかります。

図 6 世帯数の推移



資料：平成2年～平成22年は国勢調査，平成25年は茨城県常住人口調査（各年10月1日）

図 7 世帯員の推移

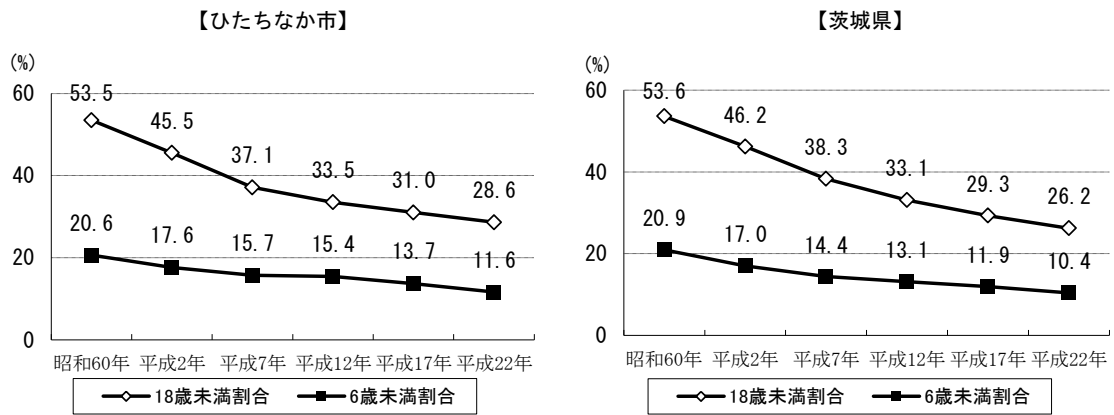


資料：平成2年～平成22年は国勢調査，平成25年は茨城県常住人口調査（各年10月1日）

(6) 子どものいる世帯

- ・就学前の子どものいる世帯は11.6%で、平成17年と比較し2.1ポイント減少しています。18歳未満の子どものいる世帯は3割を切っており、28.6%となっています。
- ・子どものいる世帯は年々減少しています。

図 8 子どものいる世帯の割合

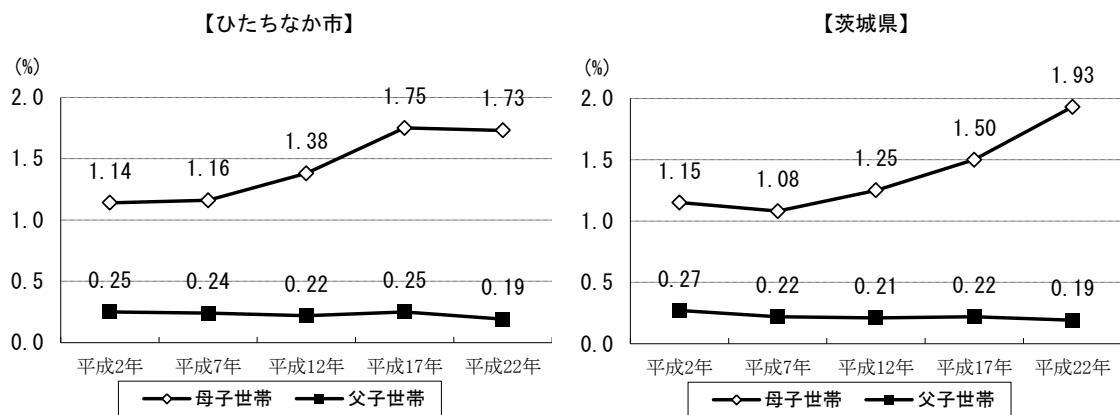


資料：国勢調査

(7) 母子世帯・父子世帯

- ・本市における母子世帯率は平成17年と比較すると、やや減少しており県より低くなっています。
- ・父子世帯率も減少傾向にあります。

図 9 母子世帯・父子世帯の割合

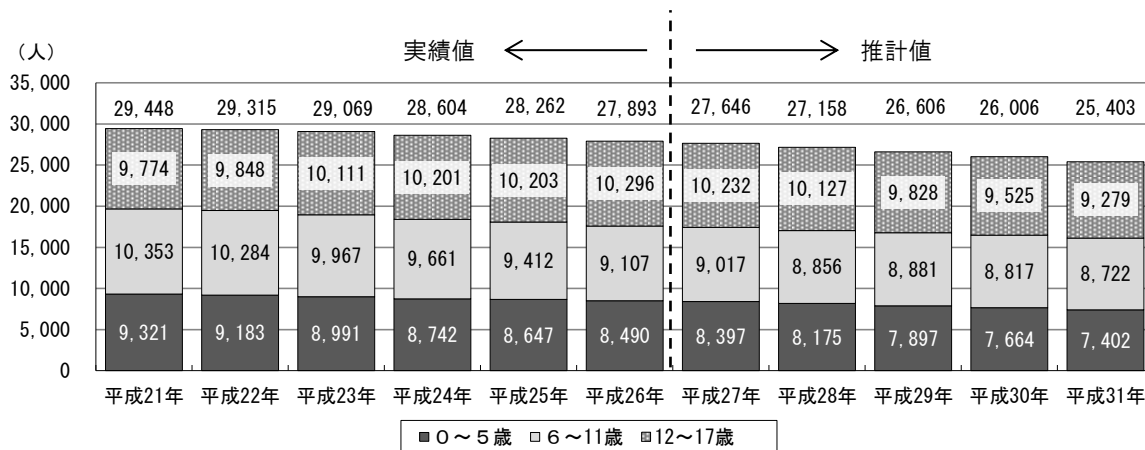


資料：国勢調査

(8) 将来人口の予測

- ・将来人口を推計すると、平成25年では2万8千人いる児童の数が徐々に低下していき、平成31年には約2万5千人まで減少する見込みです。

図 10 将来児童人口の予測



資料：平成21～26年はひたちなか市年齢別人口（各年4月1日）

- 本推計は、国のガイドラインに基づき、過去の人口実績データをもとに「コーホート変化率法（※）」により実施しました。

※【コーホート変化率法】

「コーホート」とは同じ年（または同じ期間）に生まれた集団のことを指し、「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

推計が比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

(9) 婚姻・離婚・未婚

- ・婚姻率\*2は、平成20年の6.2から減少を続け、平成22年には5.1となりましたが、以降は増加傾向にあります。
- ・離婚率\*3は、平成21年以降、減少傾向にあり、平成25年には1.59となっています。
- ・男性の未婚者の割合をみると、25～34歳では大きな変化は見られませんが、35～44歳で平成17年より5ポイント以上増加しています。
- ・女性の未婚者の割合をみると、全年代で緩やかな増加傾向がみられ、25～29歳では半数を超えています。
- ・男性・女性ともに晩婚の傾向があることが推測されます。

図 1 1 婚姻率の推移 (人口千対)

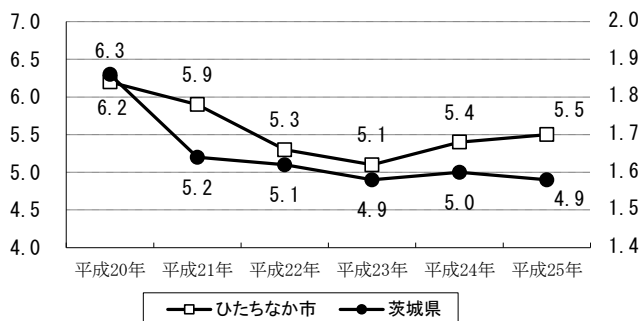
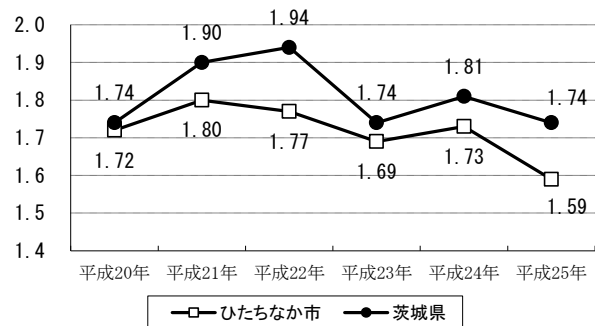
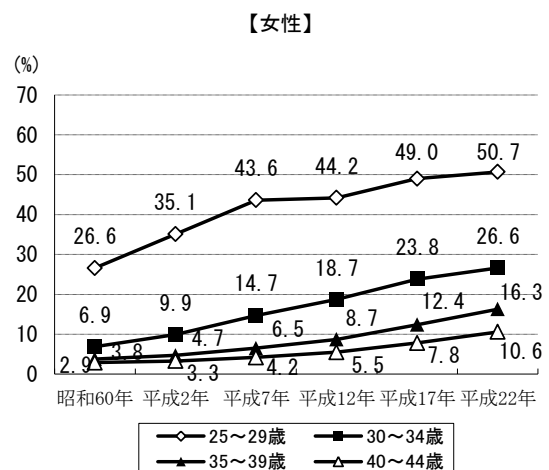
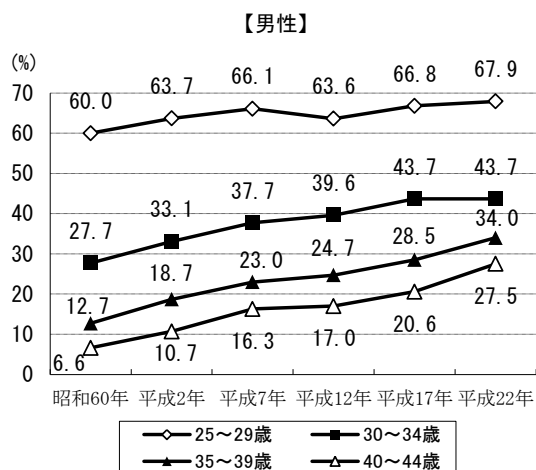


図 1 2 離婚率の推移 (人口千対)



資料：人口動態統計

図 1 3 未婚者の推移



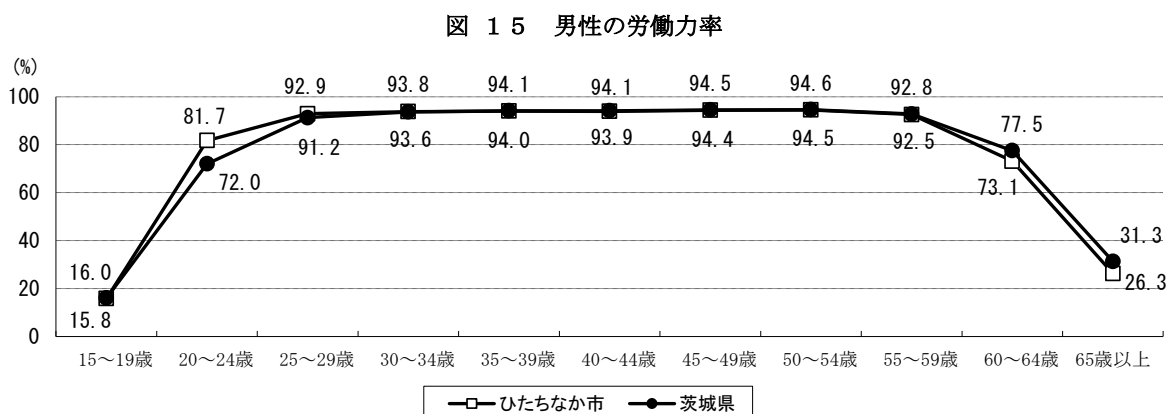
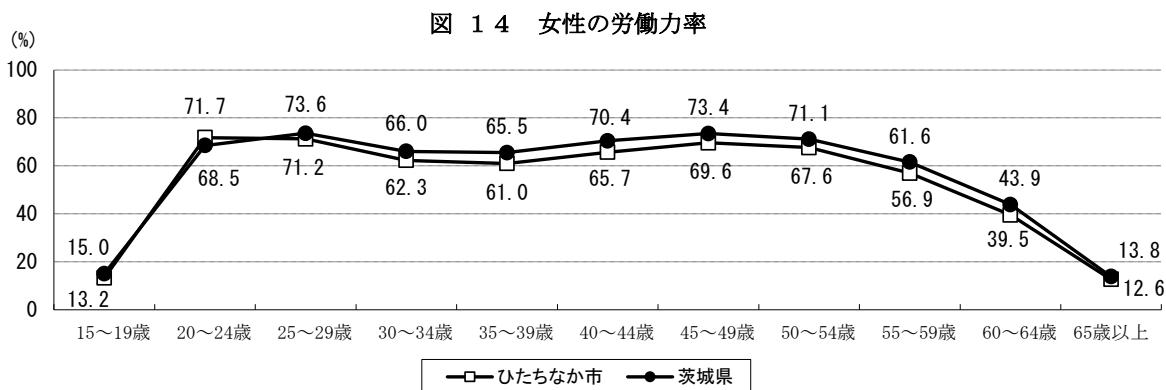
2 婚姻率：年間婚姻届出件数／10月1日現在の人口×1,000 により算出。

3 離婚率：年間離婚届出件数／10月1日現在の人口×1,000 により算出。



(10) 労働力率

- ・女性の労働力率<sup>4</sup>をみると、30代前半から40代前半にかけて就業していない割合が、茨城県と比較してやや多くなっています。このことは、本市における女性の潜在的な労働力や、地域活動の担い手候補が多いことを表しているとも言えます。
- ・男性の労働力率について茨城県と比較すると、年代による差はほとんどみられません。



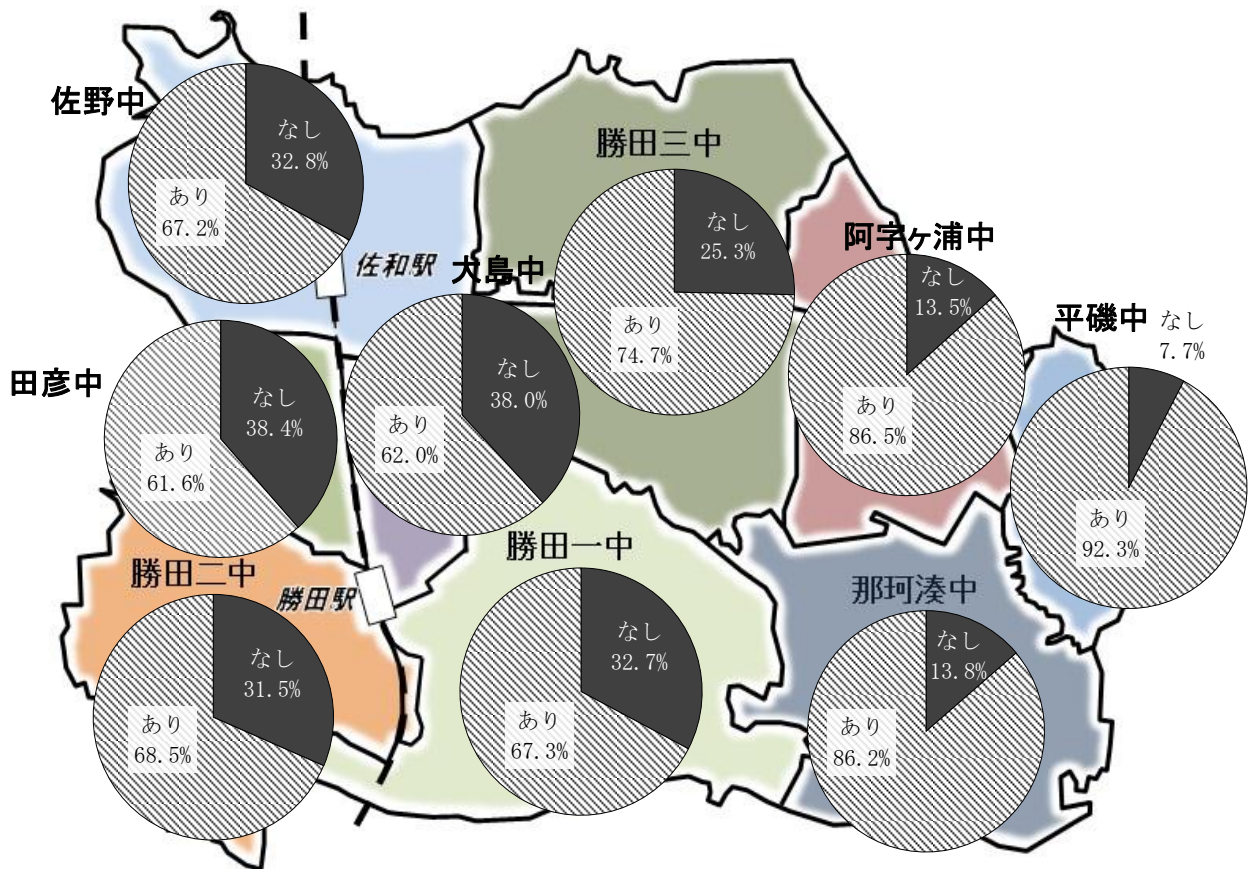
資料：国勢調査（平成22年10月1日）

<sup>4</sup> 労働力率：「就業者数」と「完全失業者数」とを合わせた「労働力人口」が人口に占める割合。

(11) ひたちなか市に本籍を置く市民の割合

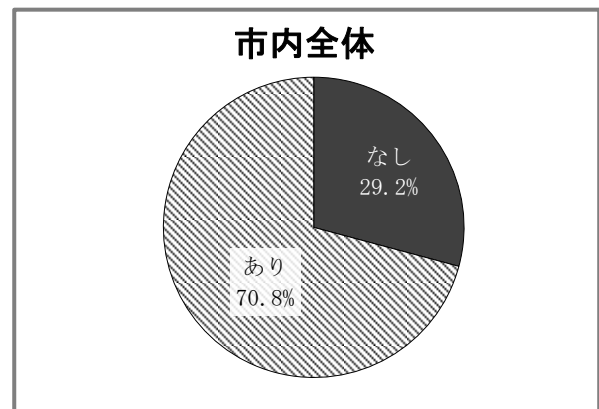
- ・本市では、市内に大規模な企業や自衛隊施設等が立地していることから、市外からの流入人口も多く、本市に元々所縁がない方が、ある程度の割合でお住まいになっていることが推測されています。
- ・ここでは、市民が本市に本籍を置く割合を表しました。本籍を移す機会は様々ですが、新たに家を購入した時等、その地にある程度長い期間住むことが明らかになった場合が、そのタイミングと想定されます。
- ・本籍を市内に置いている市民は全体で約7割であり、約3割の方は他の自治体への設定です。これら約3割の方の中には、近くに親族等が居ないなど「家族の絆」に頼ることができない状況も想定されるところであり、本市の特徴のひとつと考えられます。

図 16 ひたちなか市に本籍を置く市民の割合



平成 26 年 7 月末現在 (単位: 人)

地区名	人口	本籍なし
勝田第一	29,623	9,673
勝田第二	24,958	7,850
勝田第三	16,458	4,170
佐野	25,679	8,421
大島	17,943	6,813
田彦	15,588	5,987
那珂湊	19,502	2,682
平磯	7,145	551
阿字ヶ浦	2,323	313
合計	159,219	46,460



2. 教育・保育施設の現況

(1) 保育所（園）

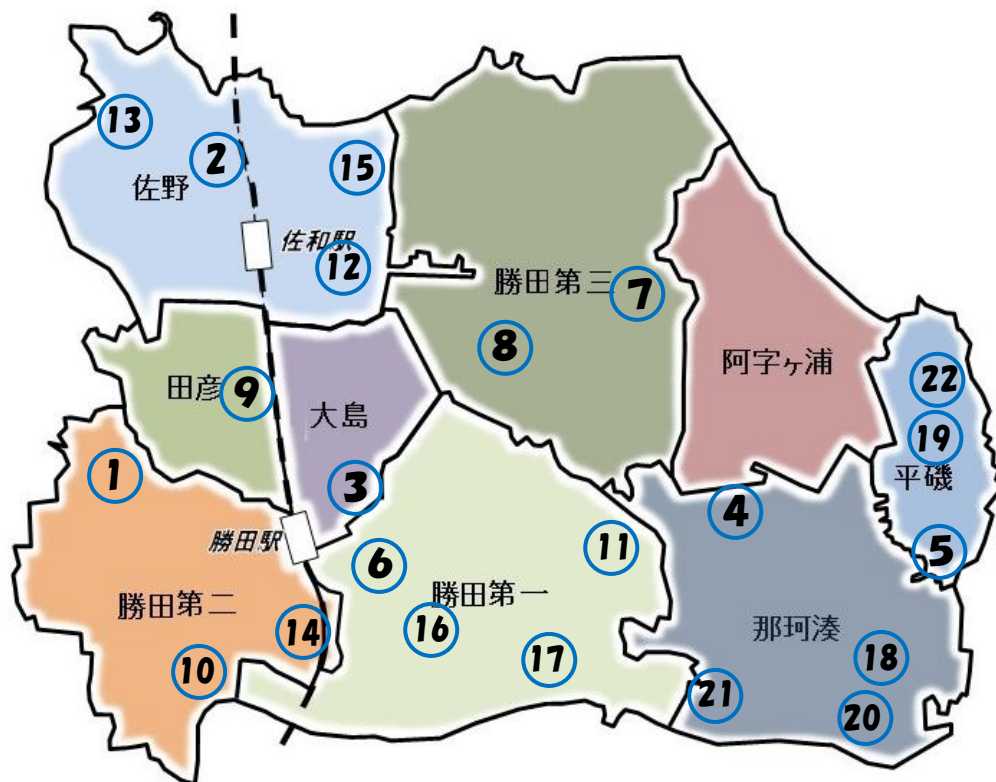
- ・市内には、22か所（公立5か所・私立17か所）の保育所（園）があります。
- ・平成26年4月現在、入所児童数は2,529人となっています。

図 17 保育所の概要

種別	保育所名	分布図番号	定員(人)	受け入れ年齢	保育時間(平日)	保育時間(土曜日)	一時預かり	体調不良病後児保育	地域子育て支援拠点
公立保育所	つた保育所	①	140	満3か月～	7時30分～18時45分	7時30分～13時	○	○	
	佐野保育所	②	60	満1歳～	7時30分～18時45分	7時30分～13時			
	東石川保育所	③	60	満1歳～	7時30分～18時45分	7時30分～13時			
	那珂湊第一保育所	④	90	満6か月～	7時30分～18時45分	7時30分～13時			
	那珂湊第二保育所	⑤	60	満6か月～	7時30分～18時45分	7時30分～13時			
私立保育所	勝田保育園	⑥	110	満8か月～	7時15分～19時15分	8時～12時30分		○	
	前渡ふたば保育園	⑦	75	産休明け～	7時30分～18時30分	7時30分～13時			
	つくし学園	⑧	120	産休明け～	7時30分～19時	7時30分～13時			
	はなのわ保育園	⑨	80	産休明け～	7時30分～19時	7時30分～13時	○	○	○
	勝田すみれ保育園	⑩	100	産休明け～	7時30分～19時	7時30分～13時30分			
	たんぼほ保育園	⑪	100	産休明け～	7時30分～19時	7時30分～13時	○	○	○
	たかは保育園	⑫	275	産休明け～	7時～20時	7時～14時	○	◎	○
	なかや保育園	⑬	120	産休明け～	7時～19時30分	8時～17時	○		○
	勝田あすなる保育園	⑭	220	産休明け～	7時～20時	7時～15時	○	○	○
	清心保育園	⑮	250	産休明け～	7時～20時	7時～14時	○	◎	○
	野いちご保育園	⑯	70	産休明け～	7時30分～19時	7時30分～13時			
	金上保育園	⑰	80	産休明け～	7時～19時	7時～16時			
	堀川保育園	⑱	180	産休明け～	7時～19時	7時～16時		○	○
	平磯保育園	⑲	120	産休明け～	7時30分～19時	7時30分～18時	○	○	
	湊保育園	⑳	60	満3か月～	7時30分～19時	7時30分～15時			
	柳沢保育園	㉑	90	産休明け～	7時～19時	7時～16時		○	○
	海の子保育園	㉒	70	産休明け～	7時～19時	7時～18時30分	○	○	○

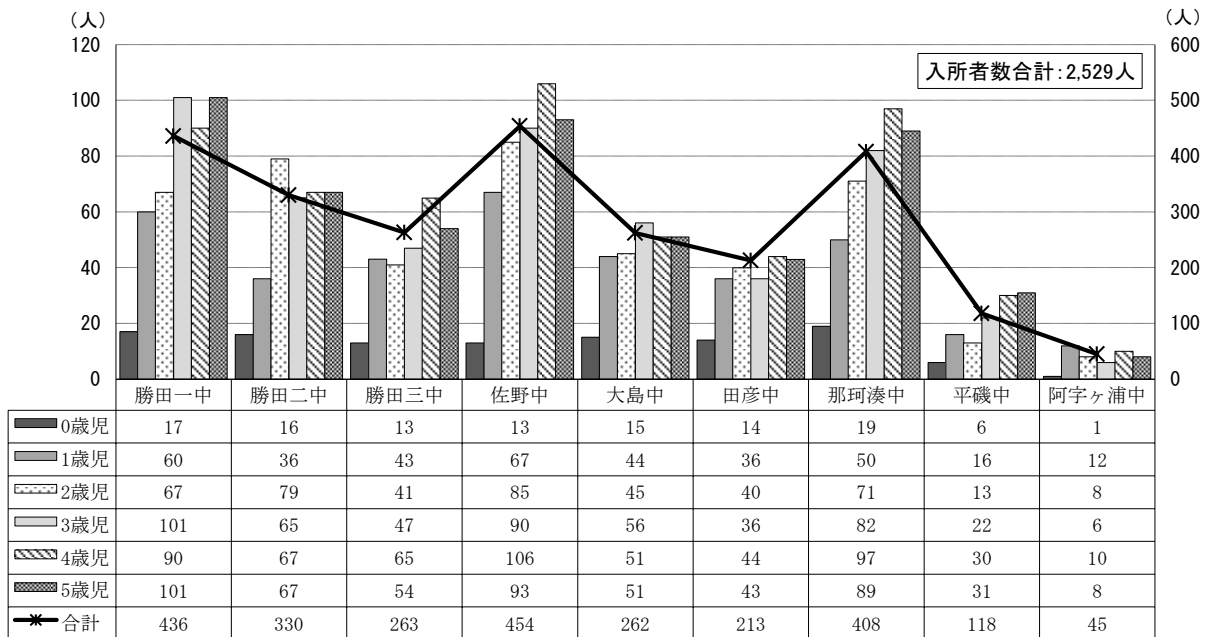
資料：児童福祉課（平成26年4月現在）

図 18 保育所の分布図



・入所者数合計2,529人の中学校区別入所者数は図19のとおりです。

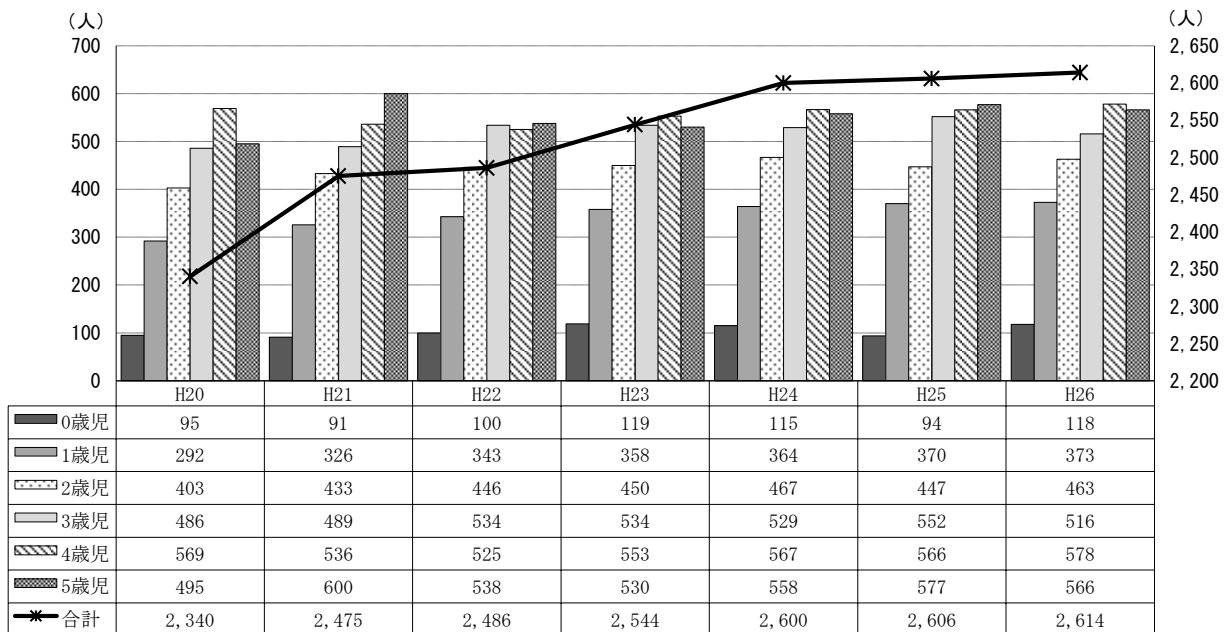
図 19 【中学校区別】保育所入所者数



資料：児童福祉課（平成26年4月現在）

・年齢別の入所者数は年々微増していることが分かります。

図 20 保育所入所者数の推移



資料：児童福祉課（各年4月現在）

(2) 幼稚園

- ・市内には、16か所（公立10か所、私立6か所）の幼稚園があります。
- ・平成26年4月現在、園児数は2,180人となっており、定員を下回っています。

図 2 1 幼稚園の概要

種別	保育所名	分布図番号	定員(人)	受け入れ年齢	開園時間	一時預かり実施状況
市立幼稚園	勝倉幼稚園	①	70	4歳児・5歳児	9時から14時 (水曜日は13時30分まで)	
	市毛幼稚園	②	140			
	佐野幼稚園	③	210			
	高野幼稚園	④	140			
	東石川幼稚園	⑤	140			
	那珂湊第一幼稚園	⑥	140			
	那珂湊第二幼稚園	⑦	70			
	那珂湊第三幼稚園	⑧	70			
	平磯幼稚園(休園中)	-	70			
	磯崎幼稚園	⑨	70			
私立幼稚園	勝田第一幼稚園	⑩	665	満3歳から	7時30分～18時	○
	勝田第二幼稚園	⑪	420		7時30分～18時	○
	はなのわ幼稚園	⑫	160		8時～18時	○
	栄光幼稚園	⑬	525		7時30分～17時45分	○
	明成幼稚園	⑭	200		9時～17時	○
	明成田彦幼稚園	⑮	320		9時～17時	○
合計			3,410			

※○…病後児保育対応

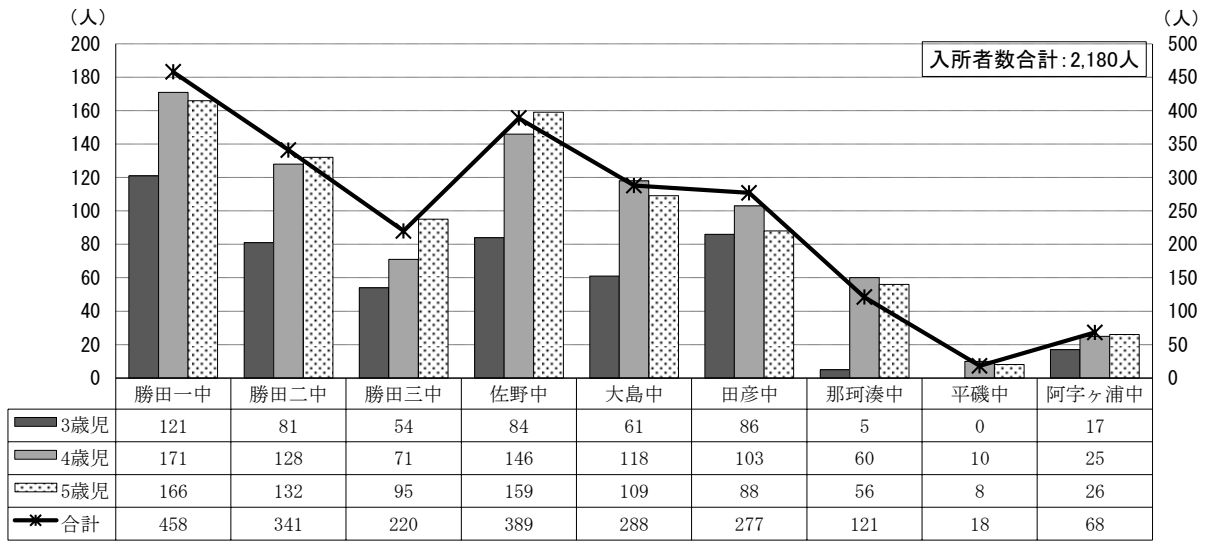
資料：児童福祉課（公立幼稚園：平成26年4月1日、私立幼稚園：平成26年5月1日現在）

図 2 2 幼稚園の分布図



・入園者数合計2,180人の中学校区別入所者数は図23のとおりです。

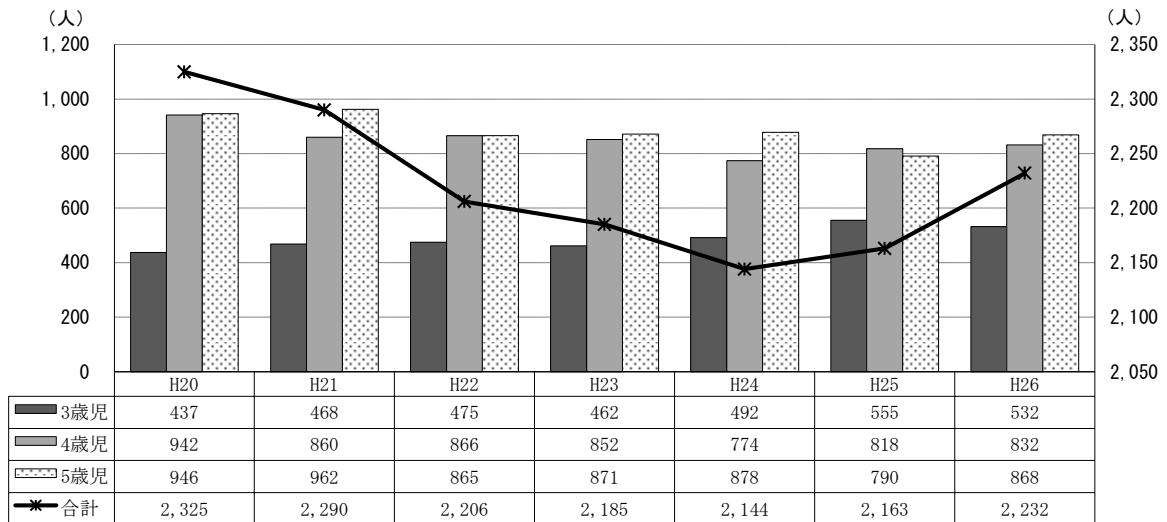
図 2 3 【中学校区別】幼稚園園児数



資料：児童福祉課（公立幼稚園：平成26年4月1日，私立幼稚園：平成26年5月1日現在）

・年齢別の入園者数は平成24年度までは減少していましたが，ここ2年間は増加していることが分かります。

図 2 4 幼稚園園児数の推移



資料：児童福祉課（各年5月1日現在）

3. ひたちなか市における子ども・子育て支援事業の実施状況

○延長保育事業

平成25年の実績として、市の補助事業対象で延長保育を行っている施設は15施設となっています。

図 2 5 延長保育事業実施施設

種別	保育園名	
延長保育事業	勝田保育園	野いちご保育園
	つくし学園	金上保育園
	はなのわ保育園	堀川保育園
	たんぼぼ保育園	平磯保育園
	たかば保育園	湊保育園
	なかや保育園	柳沢保育園
	勝田あすなる保育園	海の子保育園
	清心保育園	

○地域子育て支援拠点事業

子育てに関する保護者の交流や、子育ての相談、情報提供などを行っている「地域子育て支援拠点事業」は公立が2か所、私立が9か所の計11か所となっています。

図 2 6 地域子育て支援拠点事業実施施設

種別	公立
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターひまわり
	東石川つどいの広場
	私立
	なかや幼稚園
	堀川保育園
	たかば保育園
	柳沢保育園
	海の子保育園
	たんぼぼ保育園
	勝田あすなる保育園
	清新保育園
	はなのわ保育園

○一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保護を行っている施設は保育園が9か所（公立1か所、私立8か所）、幼稚園が6か所となっています。

図 2 7 一時預かり事業実施施設

種別	保育園名	幼稚園名
一時預かり事業	つだ保育所(公立)	勝田第一幼稚園
	はなのわ保育園	勝田第二幼稚園
	たんぼぼ保育園	はなのわ幼稚園
	たかば保育園	栄光幼稚園
	なかや保育園	明成幼稚園
	勝田あすなる保育園	明成田彦幼稚園
	清心保育園	
	海の子保育園	
	平磯保育園	

○病児・病後児保育事業

疾病にかかっている「保育を必要とする乳幼児」及び「家庭において保育を受けることが困難となった小学生」を保育所，認定こども園，病院，診療所等の施設において保育を行う事業で，病児対応型は1か所（遊座医院），病後児対応型は2か所（たかば保育園，清心保育園），体調不良児対応型は10か所となっています。

図 28 病児・病後児保育事業実施施設

種別	施設名
病児対応型	遊座医院

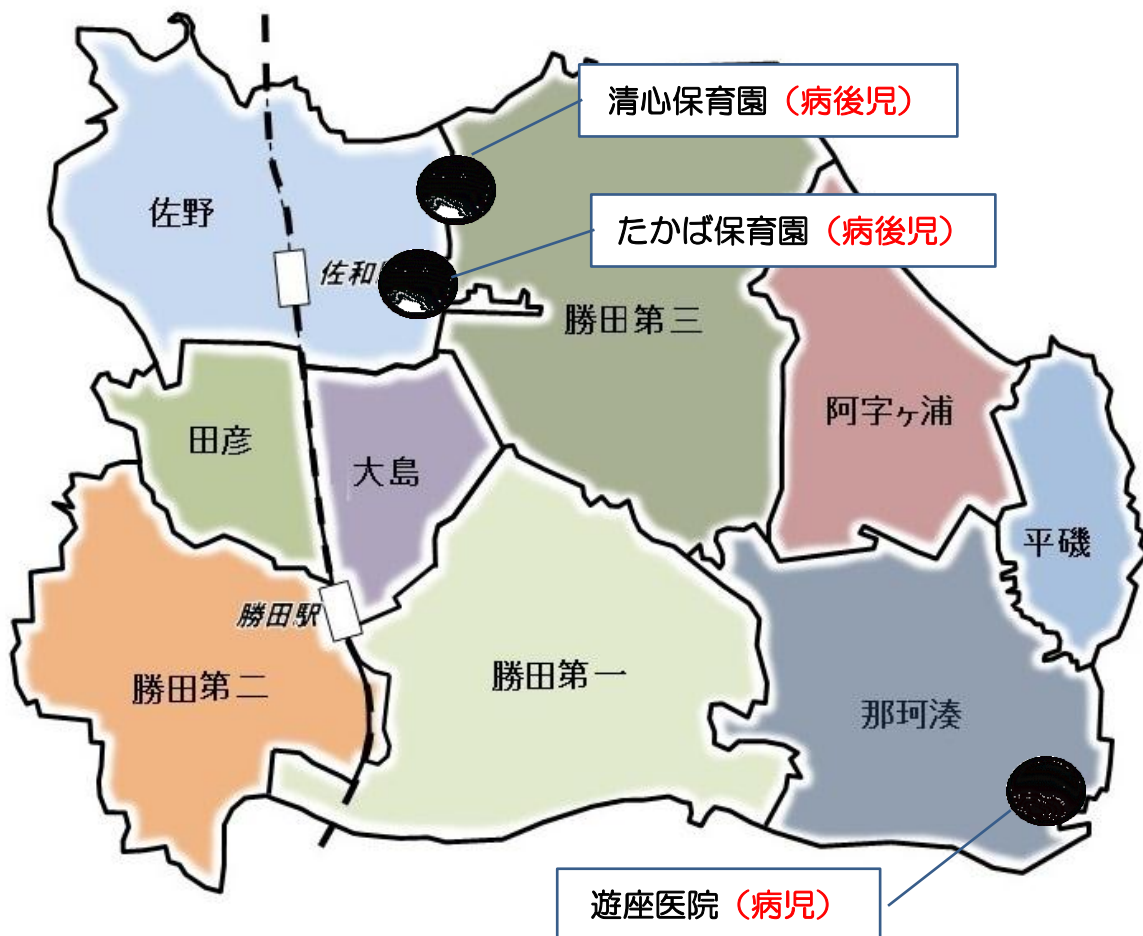
  

種別	保育園名
病後児対応型	たかば保育園
	清心保育園

種別	施設名
体調不良児対応型	勝田保育園
	はなのわ保育園
	たんぼぼ保育園
	たかば保育園
	勝田あすなろ保育園
	清心保育園
	堀川保育園
	平磯保育園
	柳沢保育園
	海の子保育園

図 29 病児・病後児保育事業実施施設の分布図





## パブリックコメント資料

### ○放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

平成26年4月1日現在、小学校の空き教室等における公立の学童クラブが19校で28教室、民間の学童クラブが9団体10クラブあります。

図 30 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）実施施設

種別	学校名		種別	クラブ名
公立学童クラブ	中根小学校	田彦小学校	民間学童クラブ	むげんクラブ
	勝倉小学校	津田小学校		エレメンタリークラブ
	三反田小学校	長堀小学校		はなのわ
	枝川小学校	外野小学校		勝田子どもセンター
	東石川小学校	那珂湊第一小学校		あおいうみ
	市毛小学校	那珂湊第二小学校		あずみの森
	前渡小学校	那珂湊第三小学校		クラブくじら
	佐野小学校	平磯小学校		なかや
	堀口小学校	阿字ヶ浦小学校		フレンドスクール(A,B)
	高野小学校			

## 4. 調査の分析結果

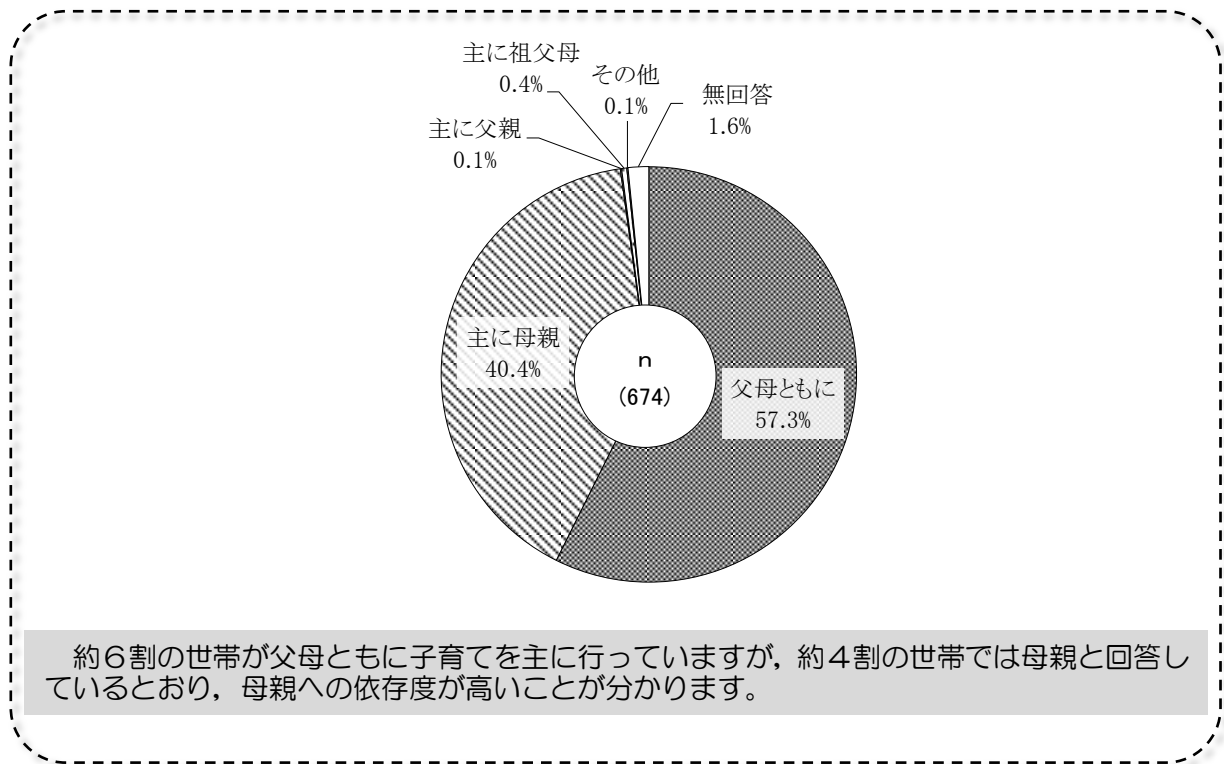
### (1) 各調査の概要

ひたちなか市子ども・子育て支援ニーズ調査、保育園と幼稚園についての子育てアンケート調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

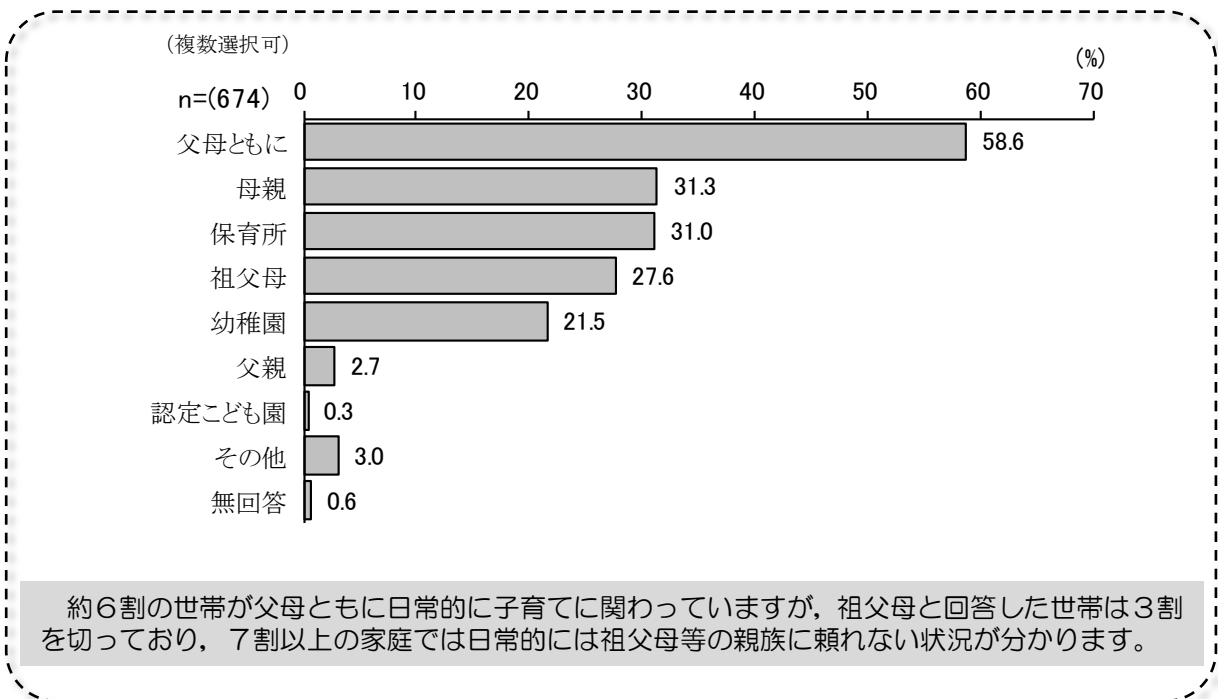
調査名	対象者	調査時期	配布数	有効回収数 (有効回収率)
ひたちなか市子ども・子育て支援ニーズ調査	ひたちなか市在住の就学前子どもの保護者	平成26年2月14日～ 3月7日	1,000	674 (67.4%)
市内の保育園と幼稚園についての子育てアンケート調査	ひたちなか市内の幼稚園・保育所に通う子ども全ての保護者	平成26年4月	000000	0000 (00.0%)

(2) ひたちなか市子ども・子育て支援ニーズ調査

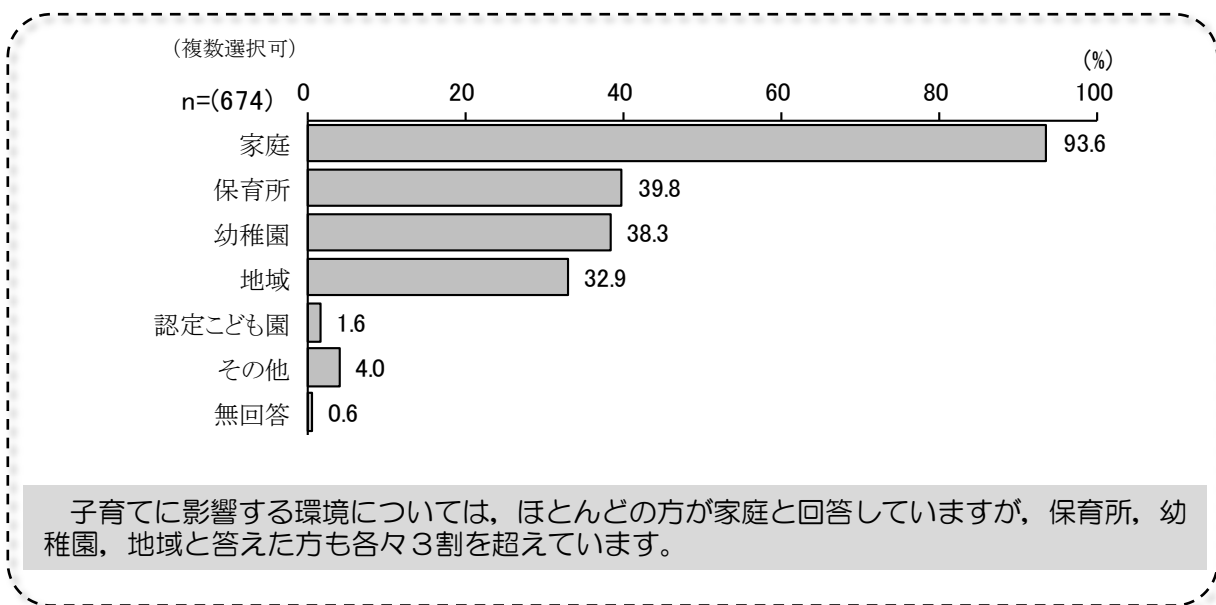
① 子育てを主に行っている方



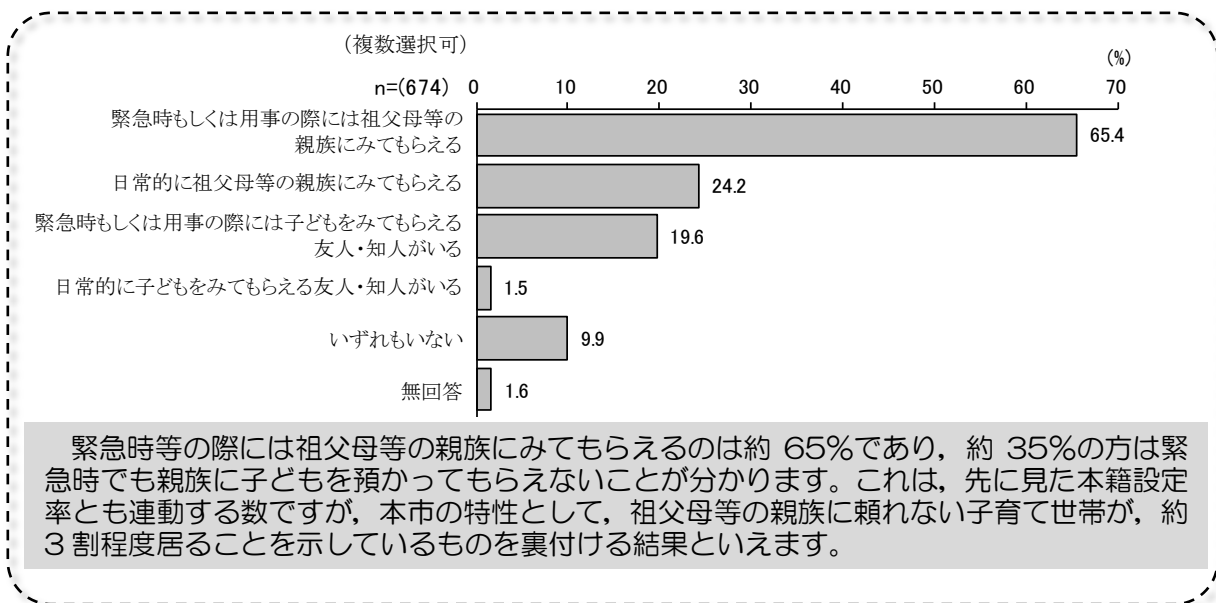
②-1 子育てに日常的に関わっている方・施設



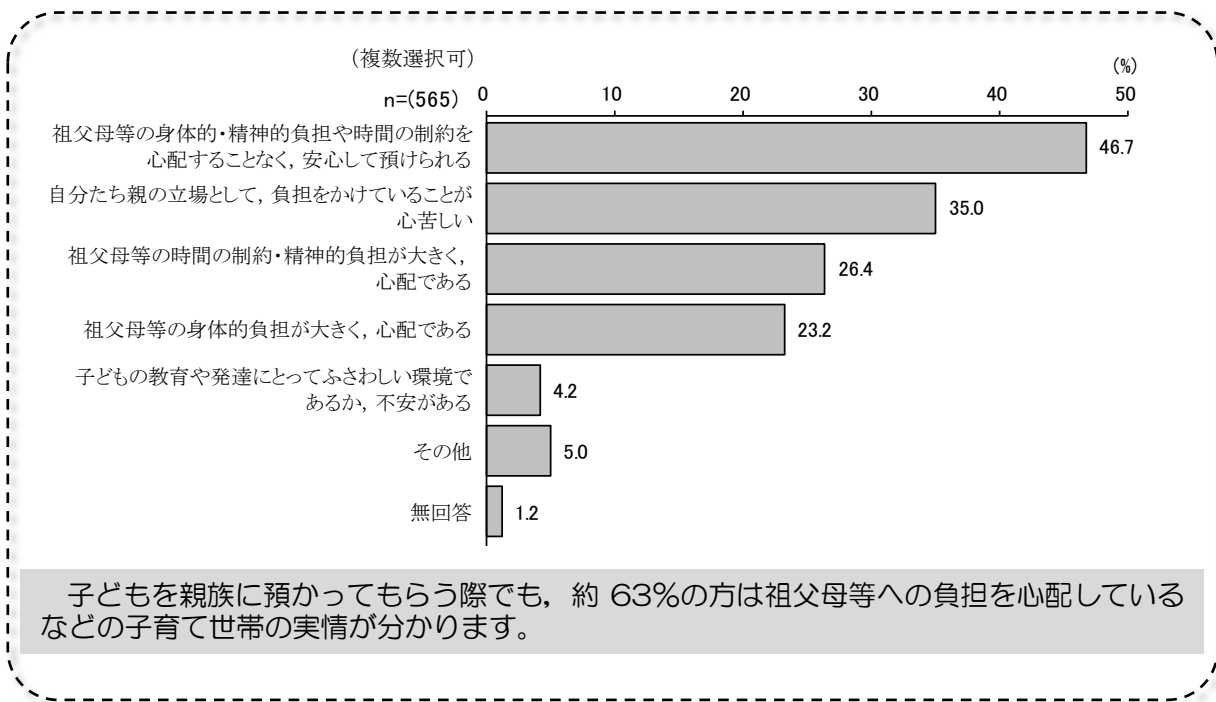
②-2 子育てに影響すると思う環境



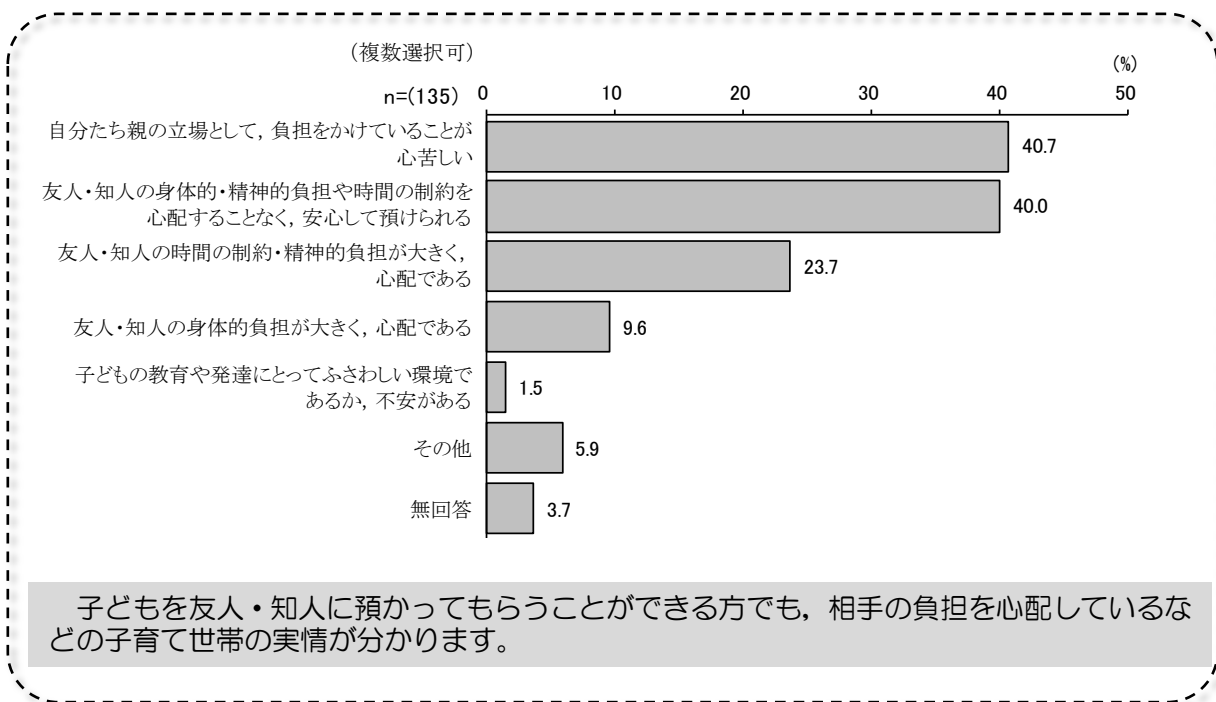
②-3 子どもを預かってくれる方の有無



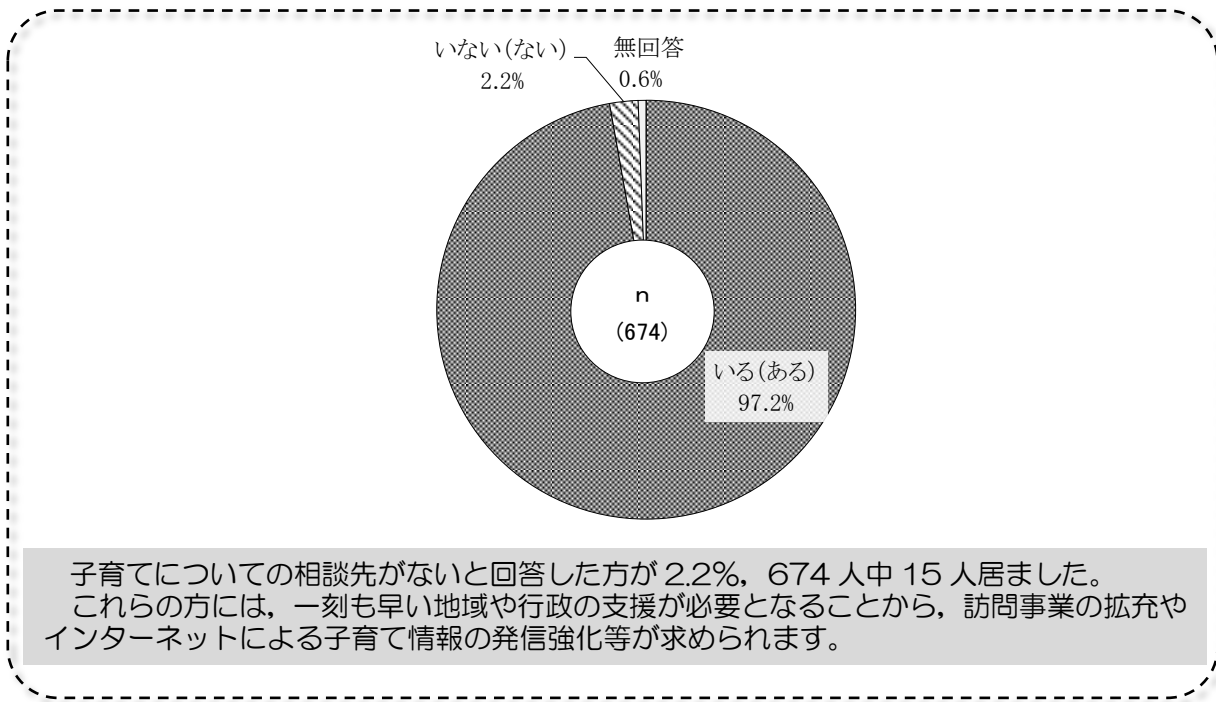
③-1 子どもを親族に預かってもらうことについて



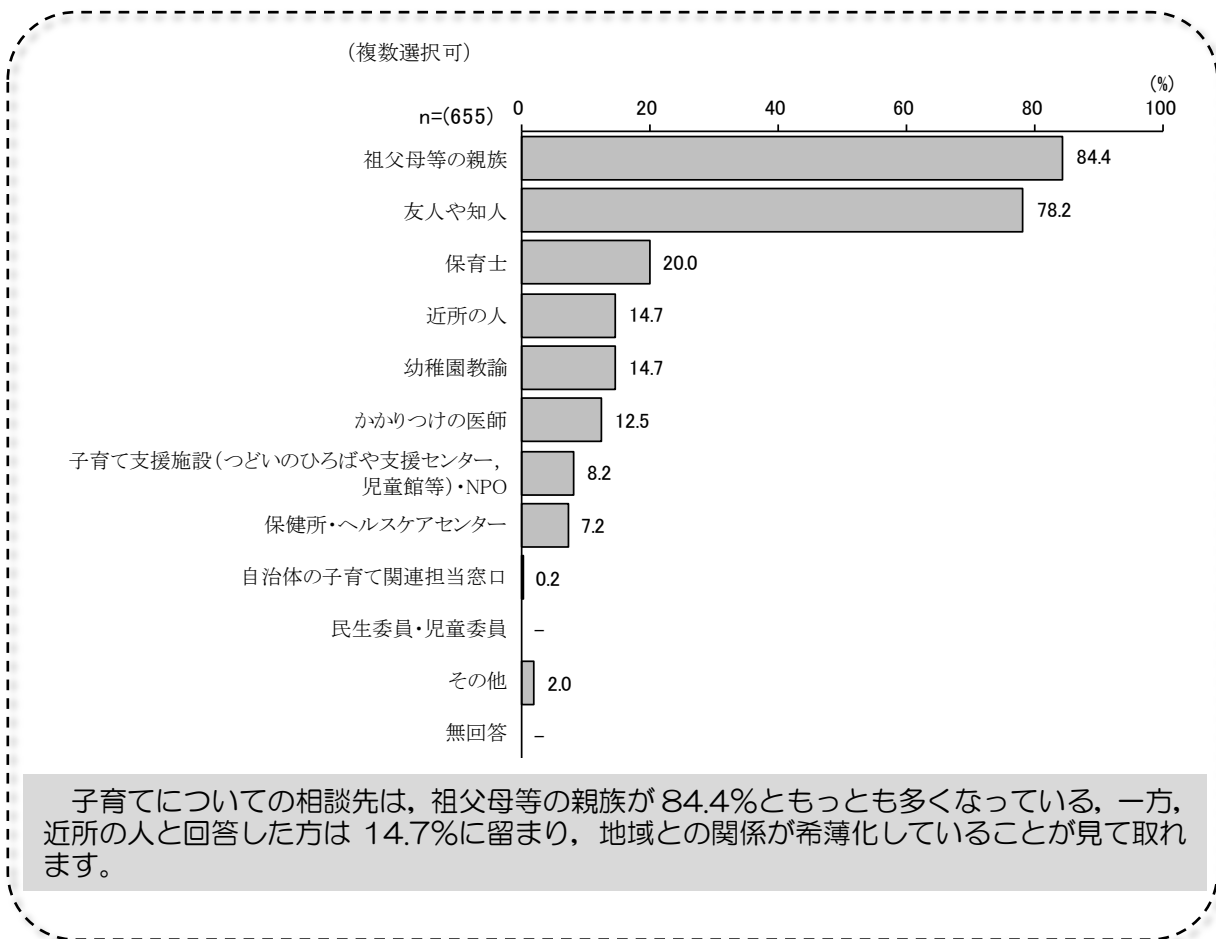
③-2 子どもを友人・友人に預かってもらうことについて



④-1 子育てについての相談先の有無



④-2 子育てについての相談先



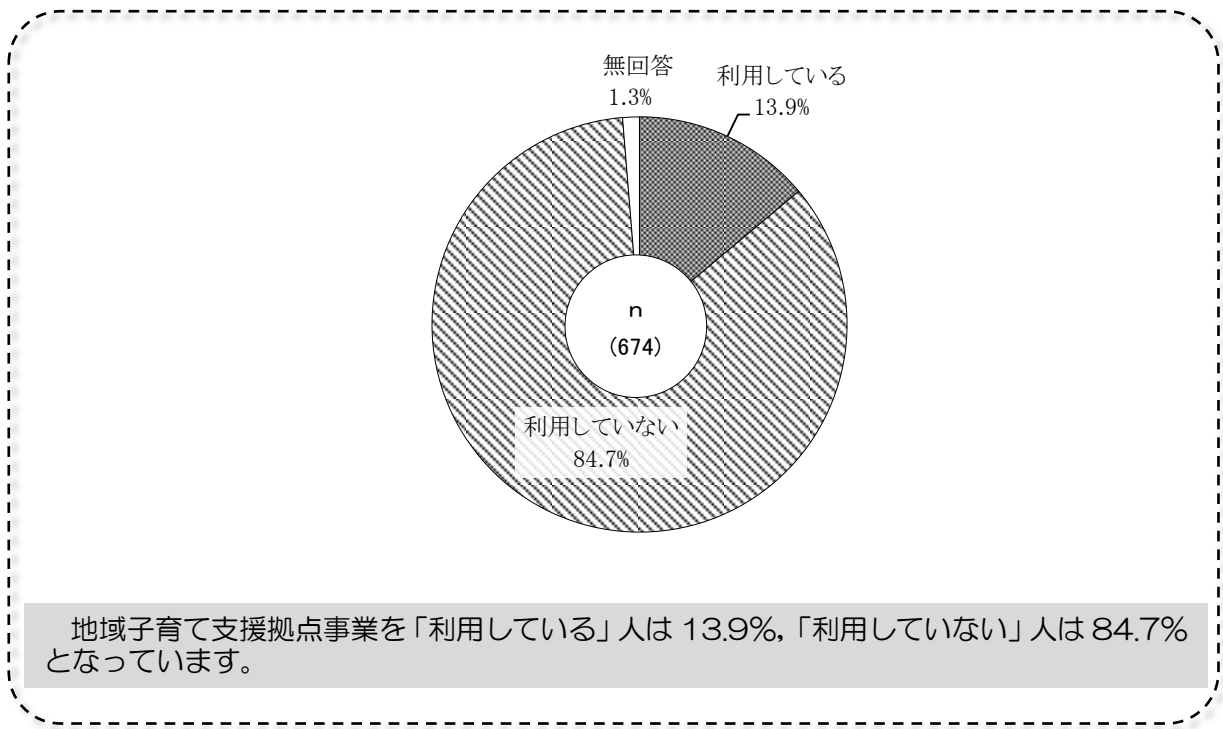
## ⑤ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政など）からどのようなサポートがあればよいかを自由に記述していただいたところ、283件の記述がありました。1人の方が複数の内容を記入している場合もあるため、意見の総件数は364件となっています。

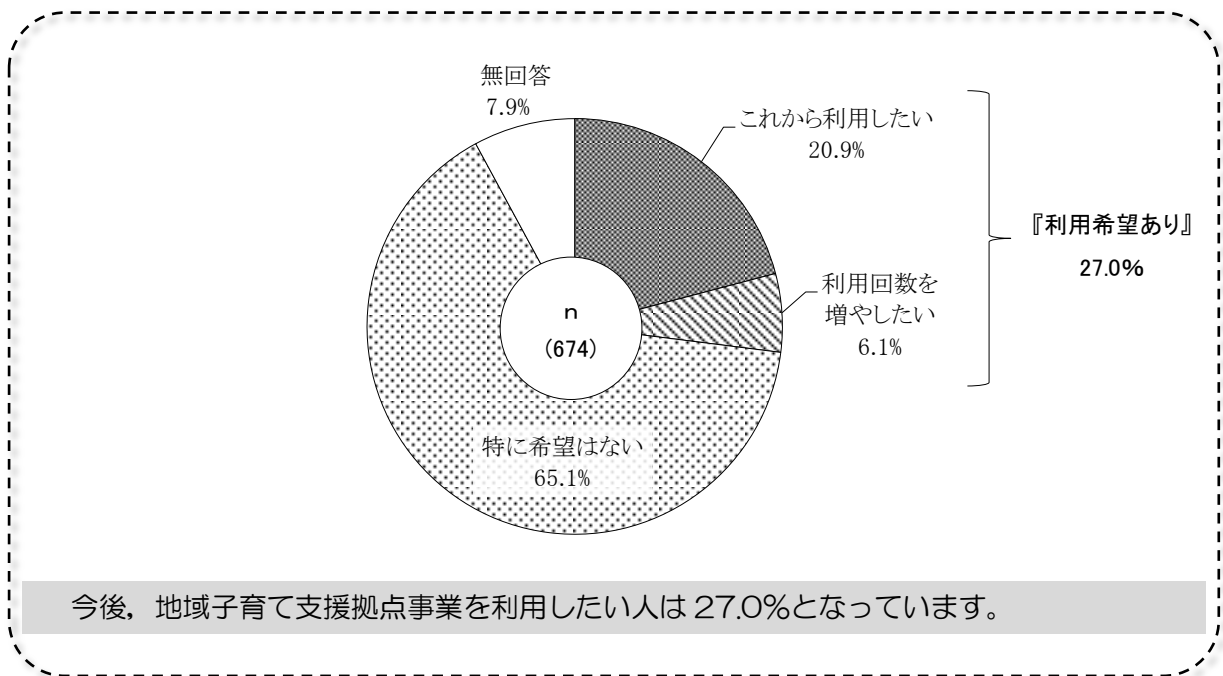
以下は、意見を内容ごとにまとめたものです。

内 容	回答数	構成比
一時預かりの充実	94	25.8%
育児相談、アドバイスなど精神的サポート	21	5.8%
子育て交流の場の提供・充実	18	4.9%
小児科の充実	5	1.4%
病児・病後児保育の充実	29	8.0%
経済的援助の充実	35	9.6%
情報提供の充実	19	5.2%
公園・広場など屋外で遊べる場所の充実	12	3.3%
児童館など屋内で遊べる場所の充実	14	3.8%
保育所の増設、受入年齢・時間の拡充	16	4.4%
放課後児童クラブ（学童保育）や小学生の預かり事業の充実	17	4.7%
健診・予防接種についての要望	9	2.5%
子供の教室、イベントの要望	8	2.2%
子育て支援センターの充実	25	6.9%
その他	37	10.2%
満足している、十分、特に必要ない	5	1.4%
計	364	100.0%

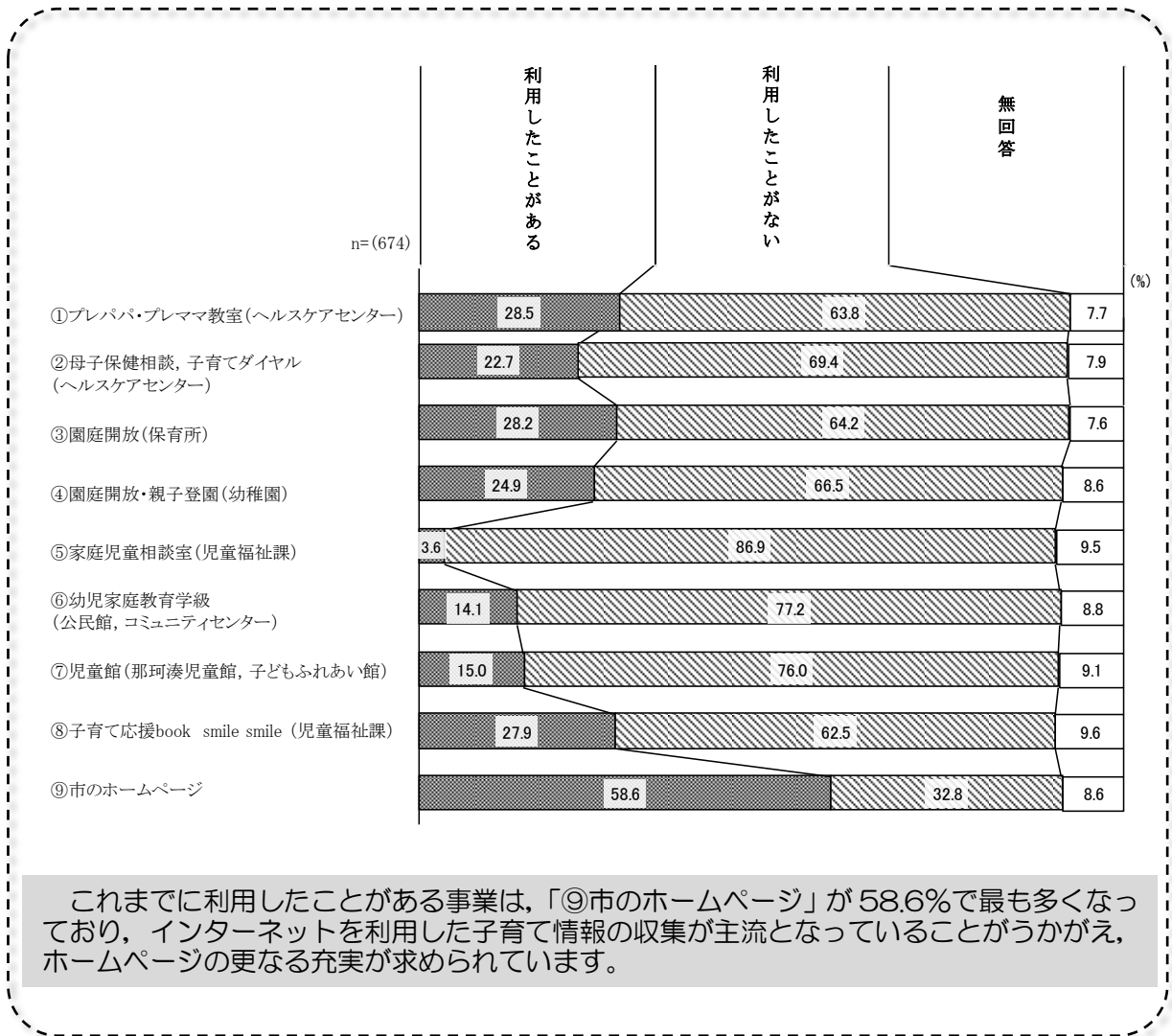
⑥ー1 地域子育て支援拠点事業の利用状況



⑥ー2 地域子育て支援拠点事業の利用意向

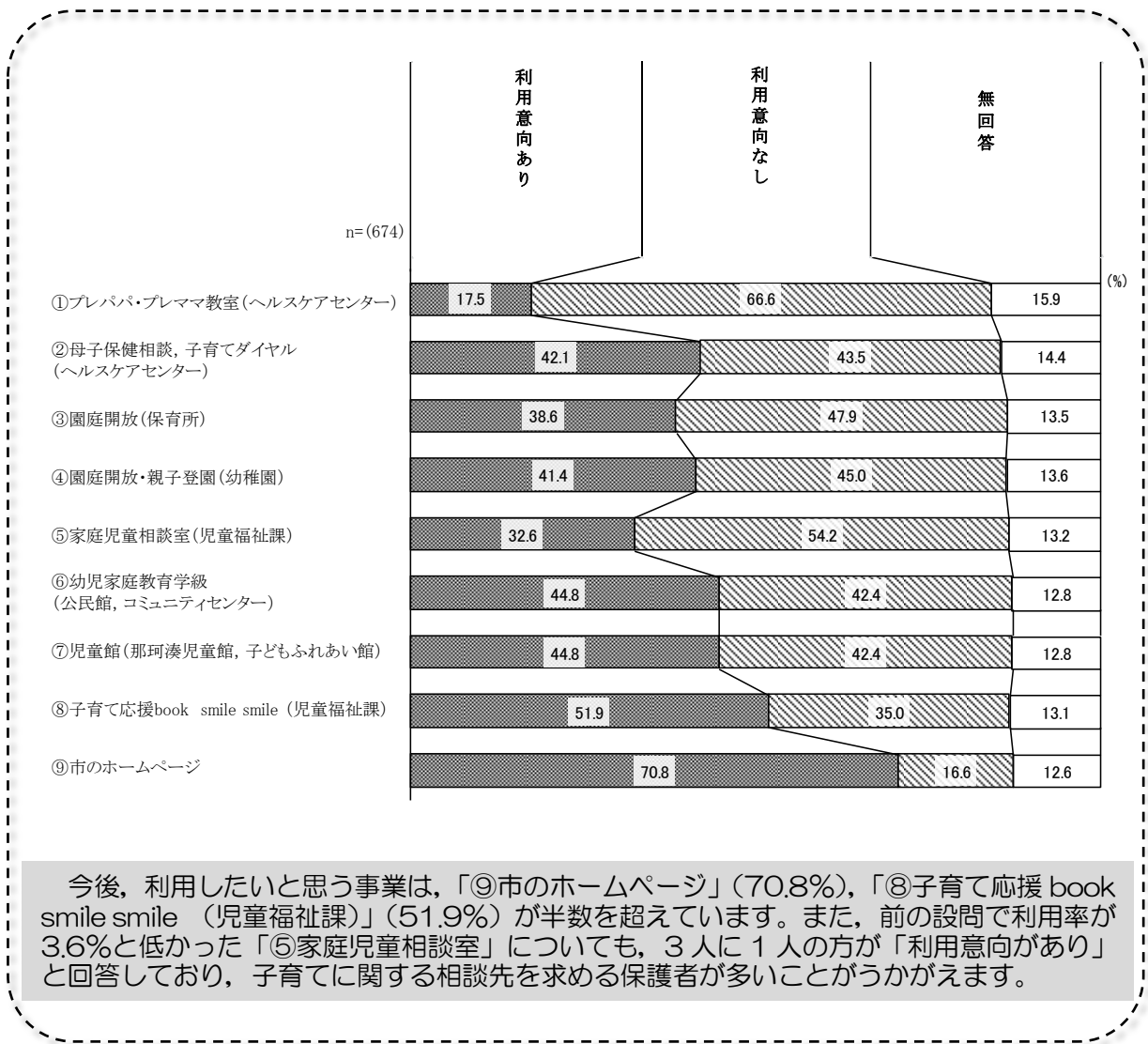


⑦-1 その他の子育て支援事業の利用経験

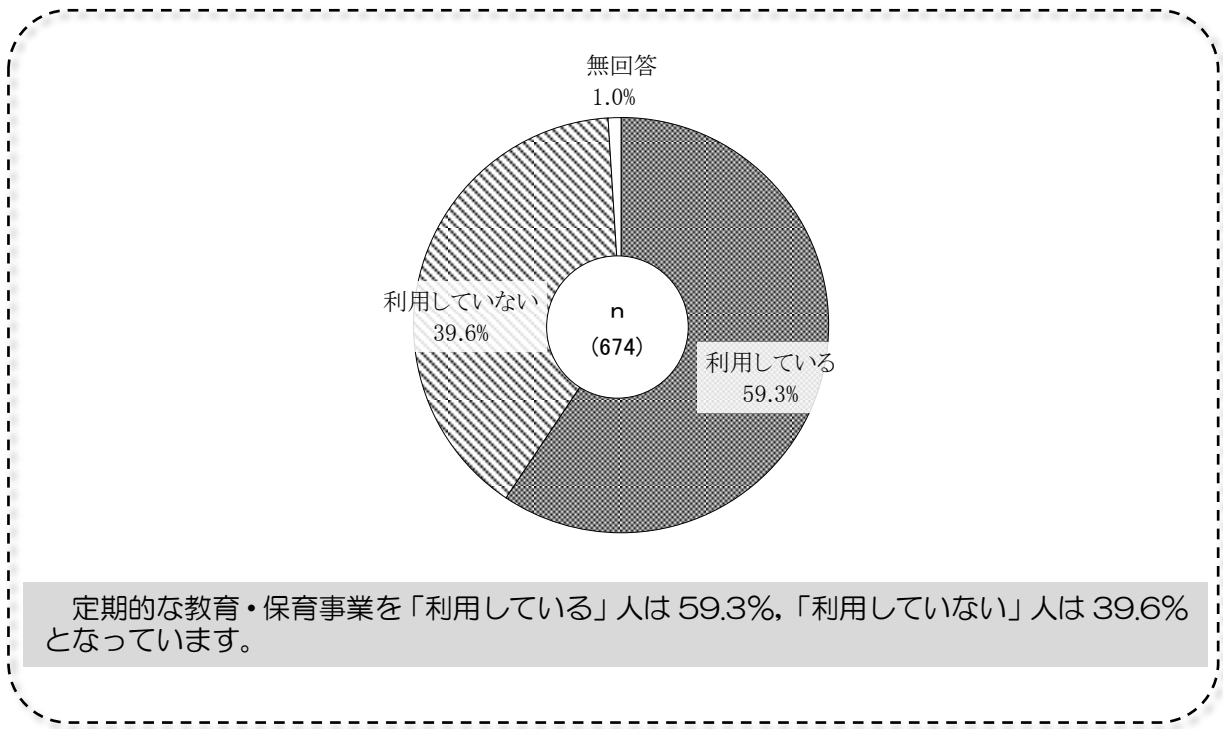




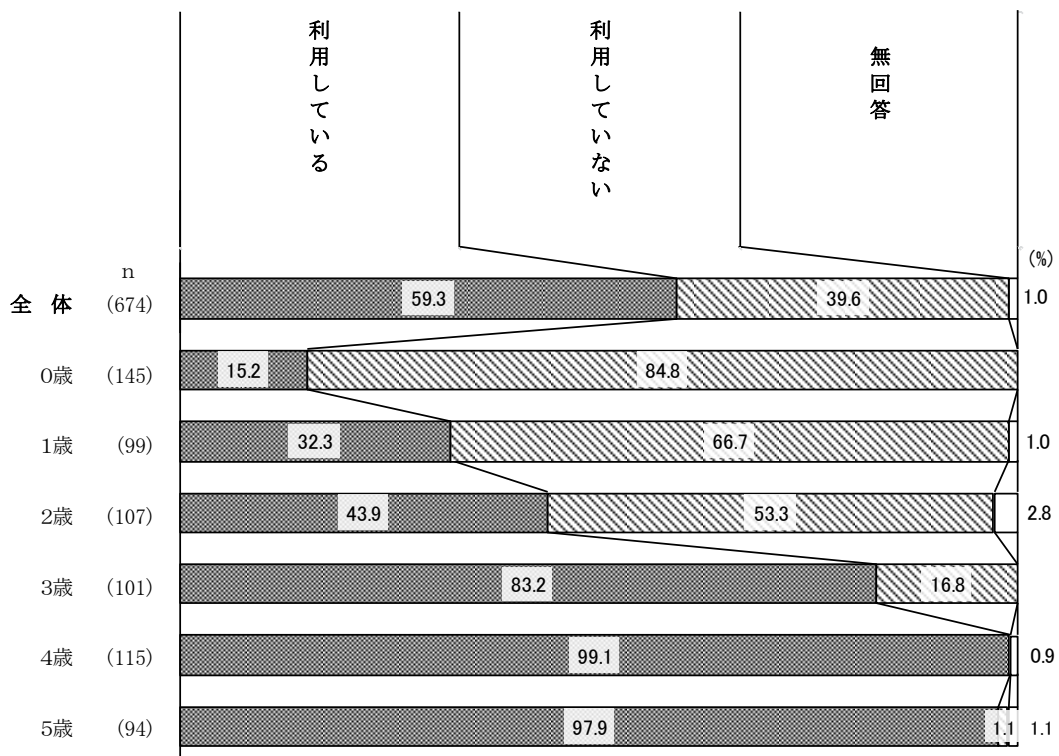
⑦ー２ その他の子育て支援事業の利用意向



⑧-1 定期的な教育・保育事業の利用の有無

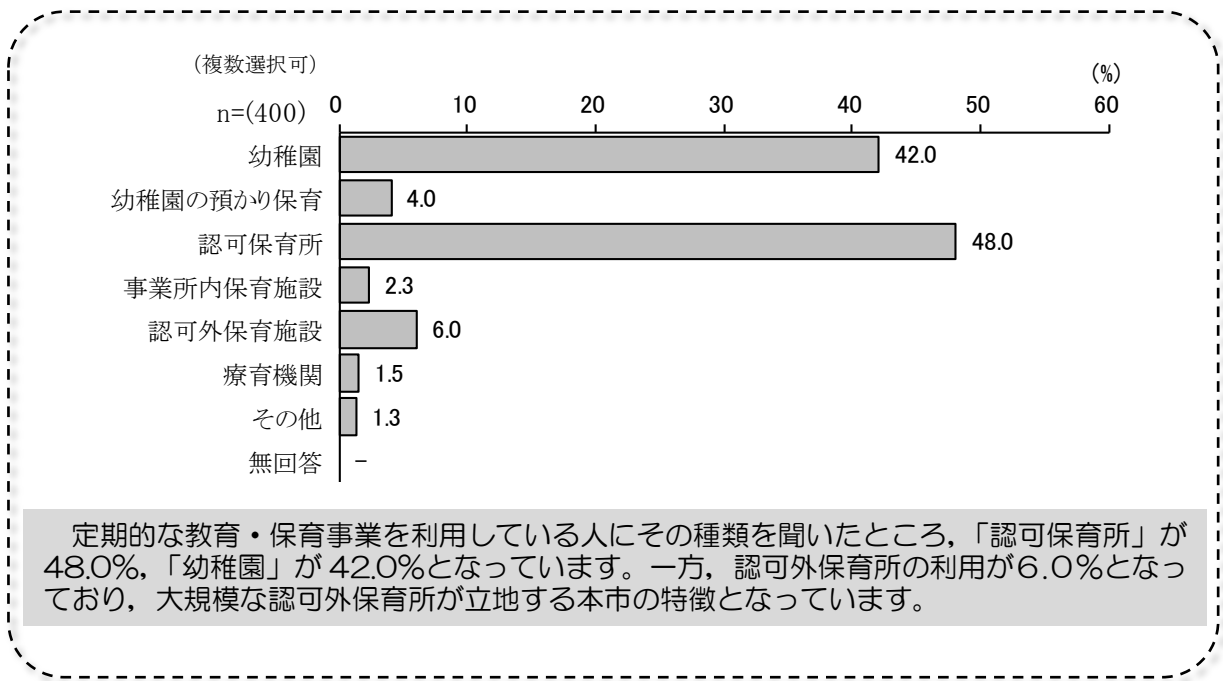


【子どもの学齢別】 定期的な教育・保育事業の利用の有無



定期的な教育・保育事業の利用については、3歳から私立幼稚園の受け入れが開始されることから3歳以上の児童についての利用率が高い。一方、3歳未満の乳幼児については家庭において保育が行われている割合が多いことが分かります。

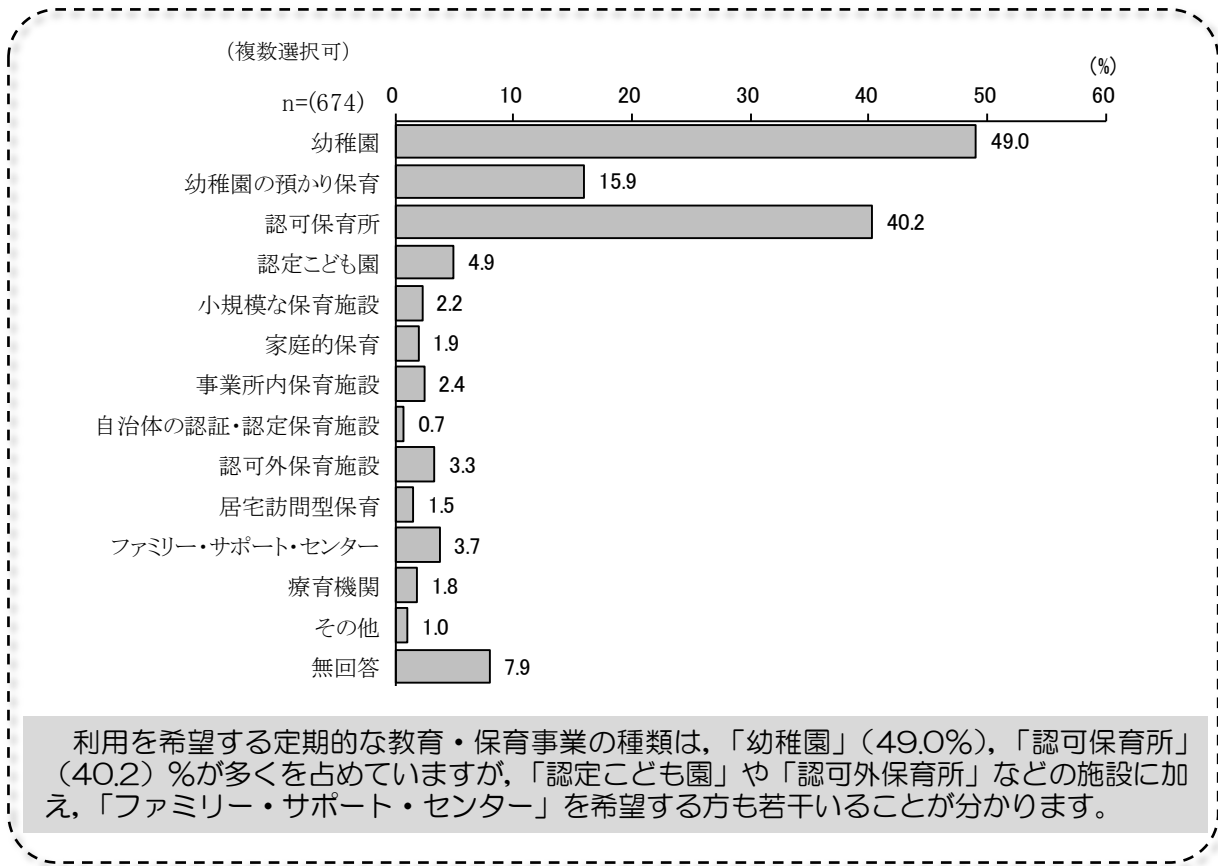
⑧-2 利用している定期的な教育・保育事業の種類



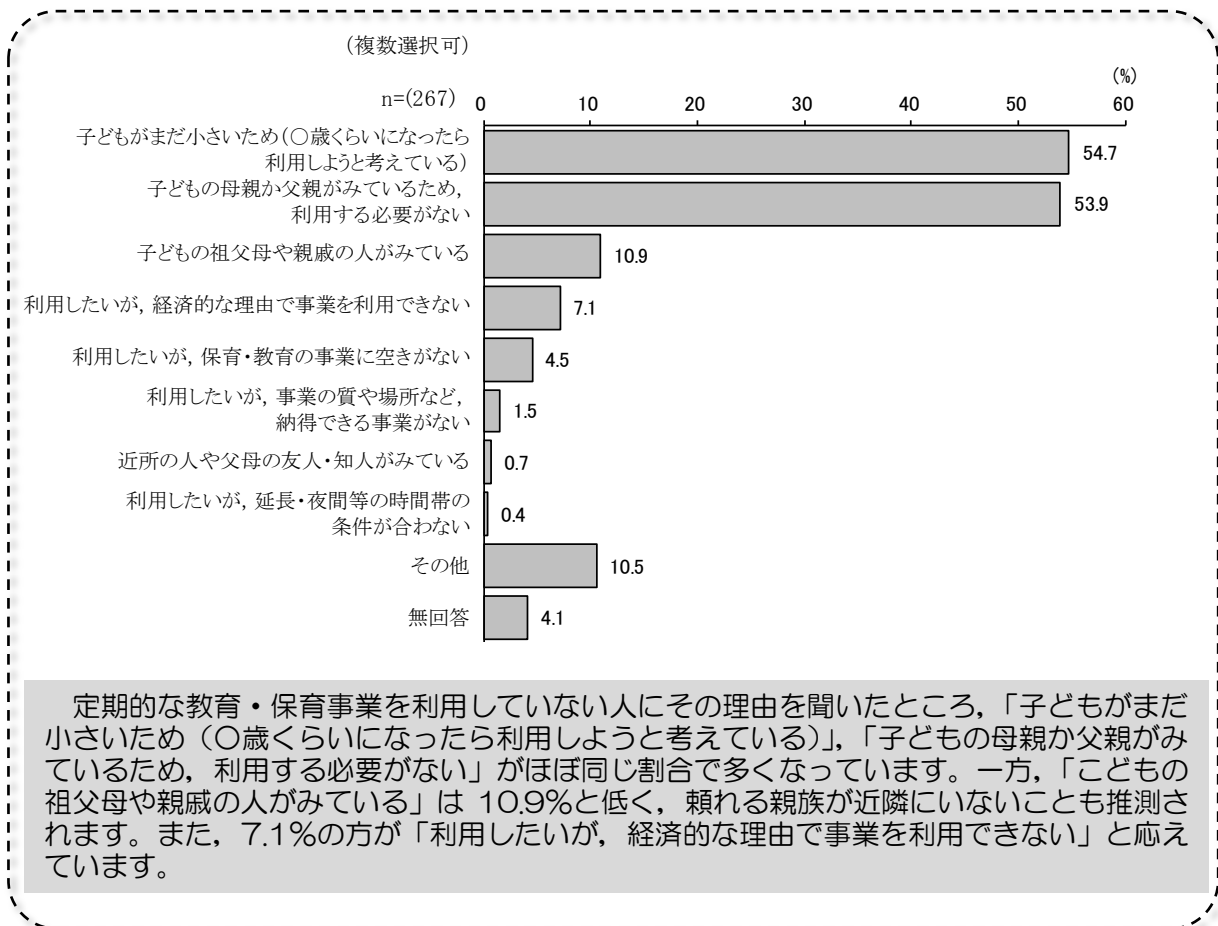
【子どもの学齢別】利用している定期的な教育・保育事業の種類

	n	上段:(人)下段:(%)						
		幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	事業所内保育施設	認可外保育施設	療育機関	その他
全体	400	168	16	192	9	24	6	5
	100.0	42.0	4.0	48.0	2.3	6.0	1.5	1.3
0歳	22	-	-	18	2	2	-	-
	100.0	-	-	81.8	9.1	9.1	-	-
1歳	32	1	-	23	6	2	-	-
	100.0	3.1	-	71.9	18.8	6.3	-	-
2歳	47	1	-	36	1	7	1	1
	100.0	2.1	-	76.6	2.1	14.9	2.1	2.1
3歳	84	38	3	39	-	5	1	1
	100.0	45.2	3.6	46.4	-	6.0	1.2	1.2
4歳	114	67	5	43	-	3	4	2
	100.0	58.8	4.4	37.7	-	2.6	3.5	1.8
5歳	92	56	8	30	-	4	-	1
	100.0	60.9	8.7	32.6	-	4.3	-	1.1

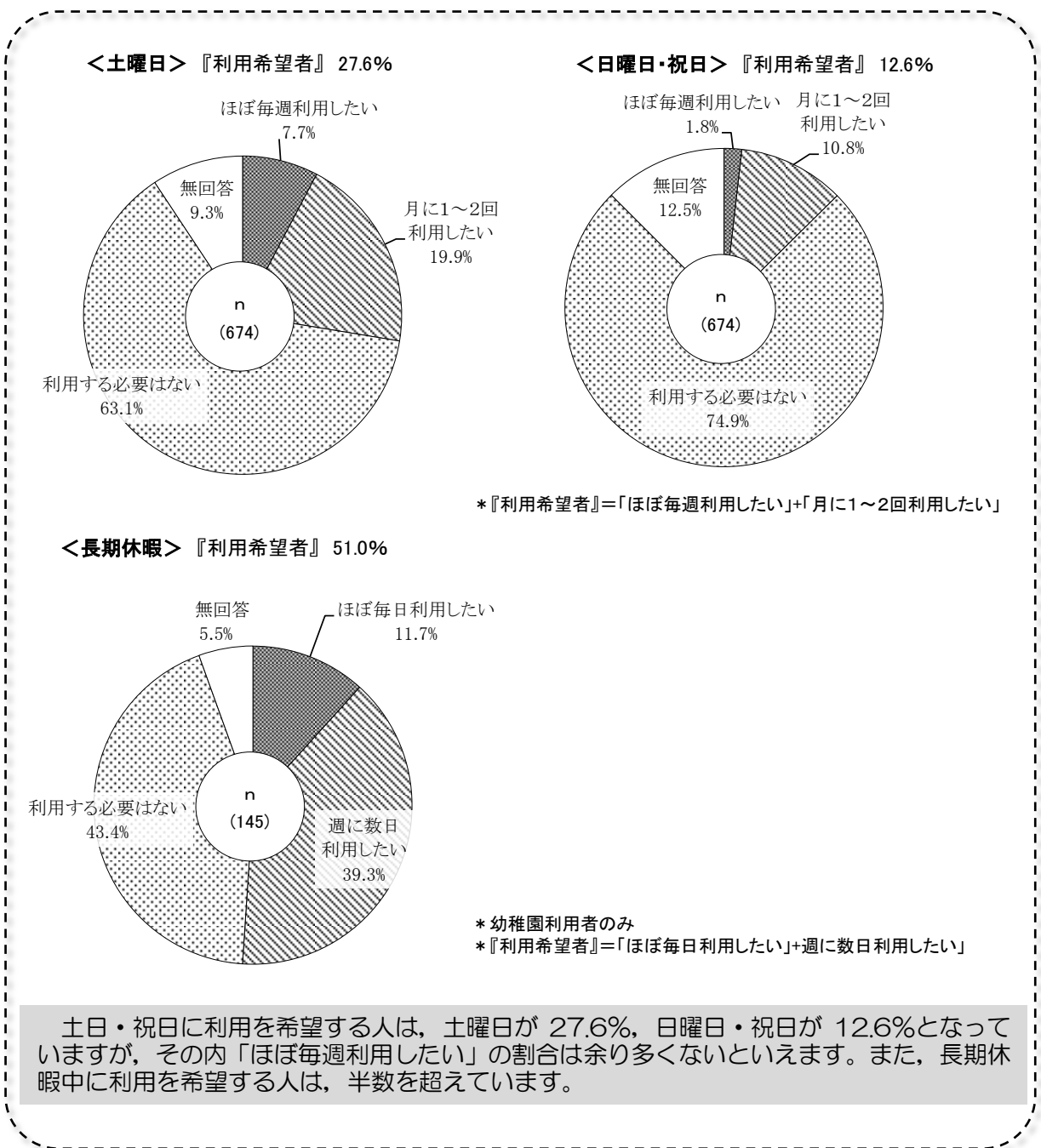
⑧-3 利用を希望する定期的な教育・保育事業の種類



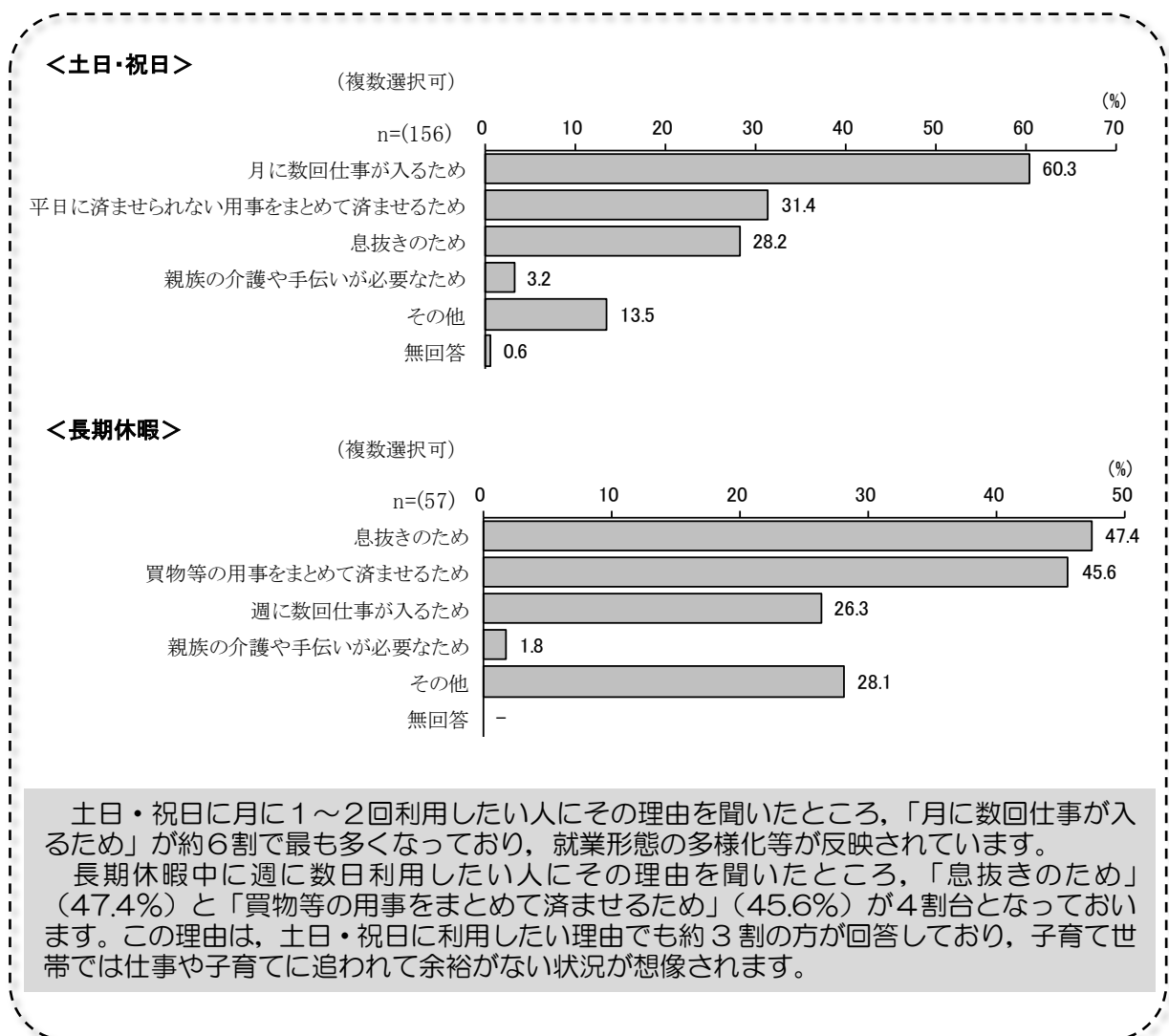
⑧-4 定期的な教育・保育事業を利用している理由



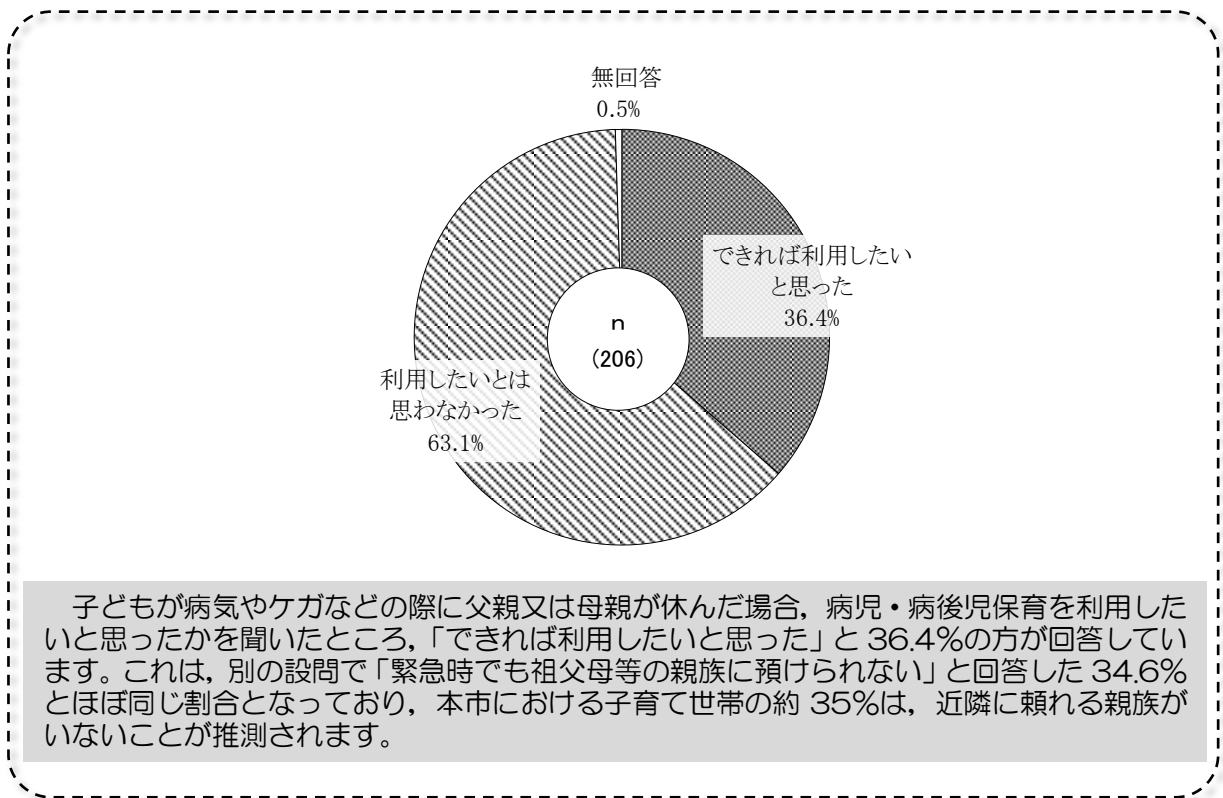
⑨-1 土日・祝日・長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望



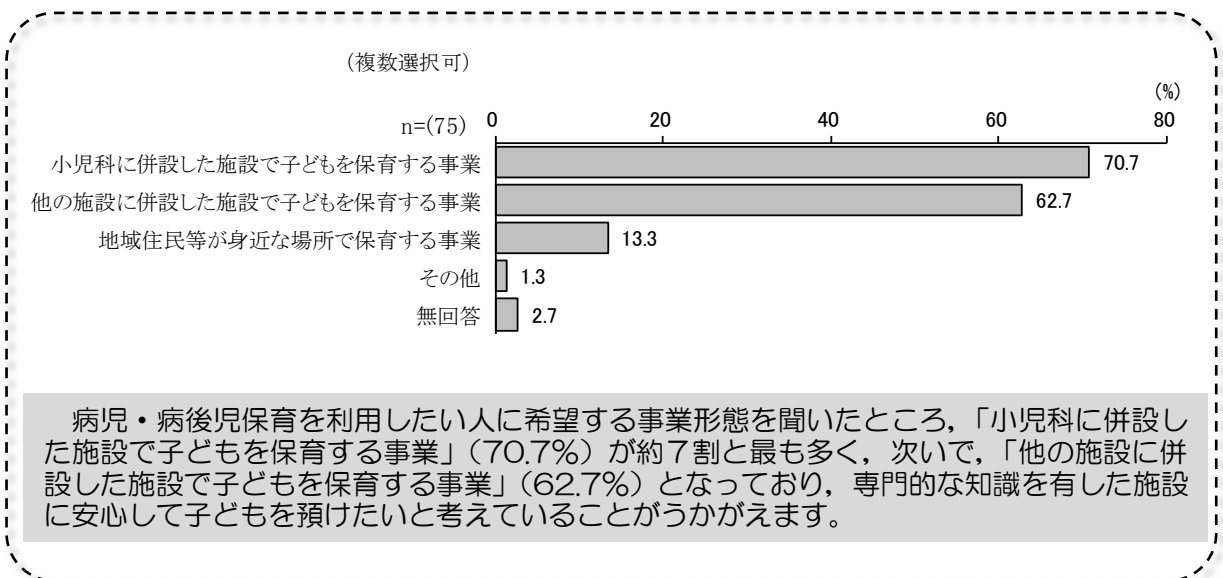
## ⑨-2 土日・祝日・長期休暇中の定期的な教育・保育事業をたまに利用したい理由



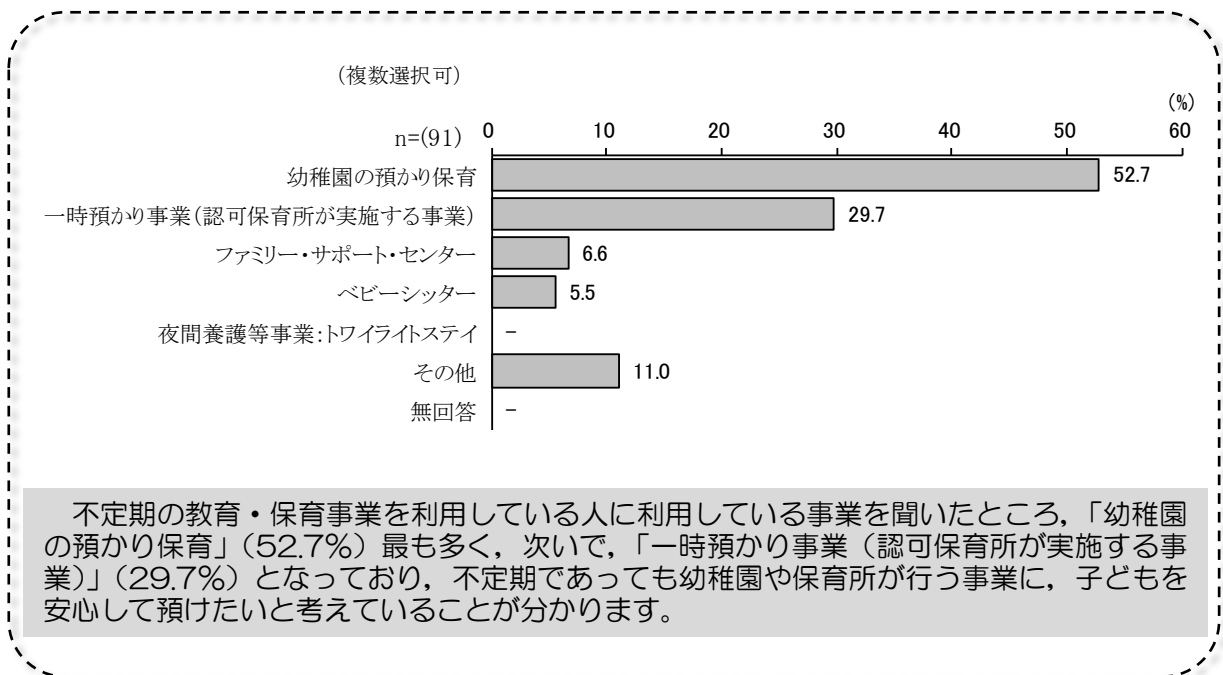
⑩－1 病児・病後児保育の利用意向



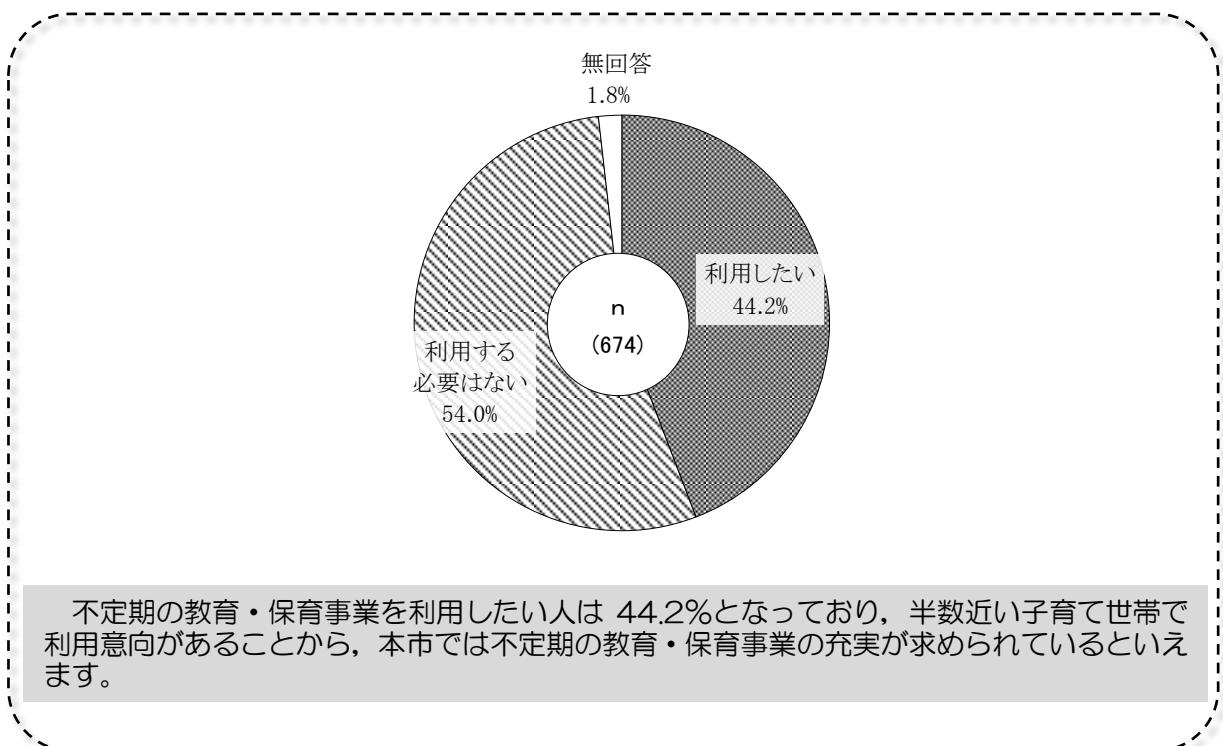
⑩－2 病児・病後児保育の希望する事業形態



⑪-1 不定期の教育・保育事業の利用状況

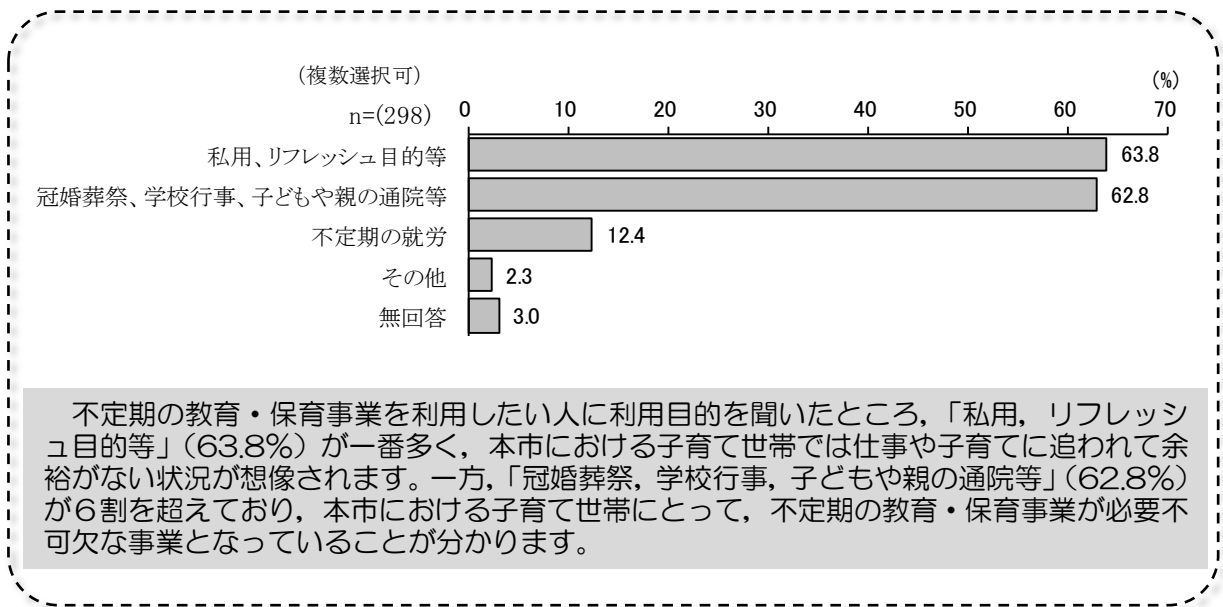


⑪-2 不定期の教育・保育事業の利用意向

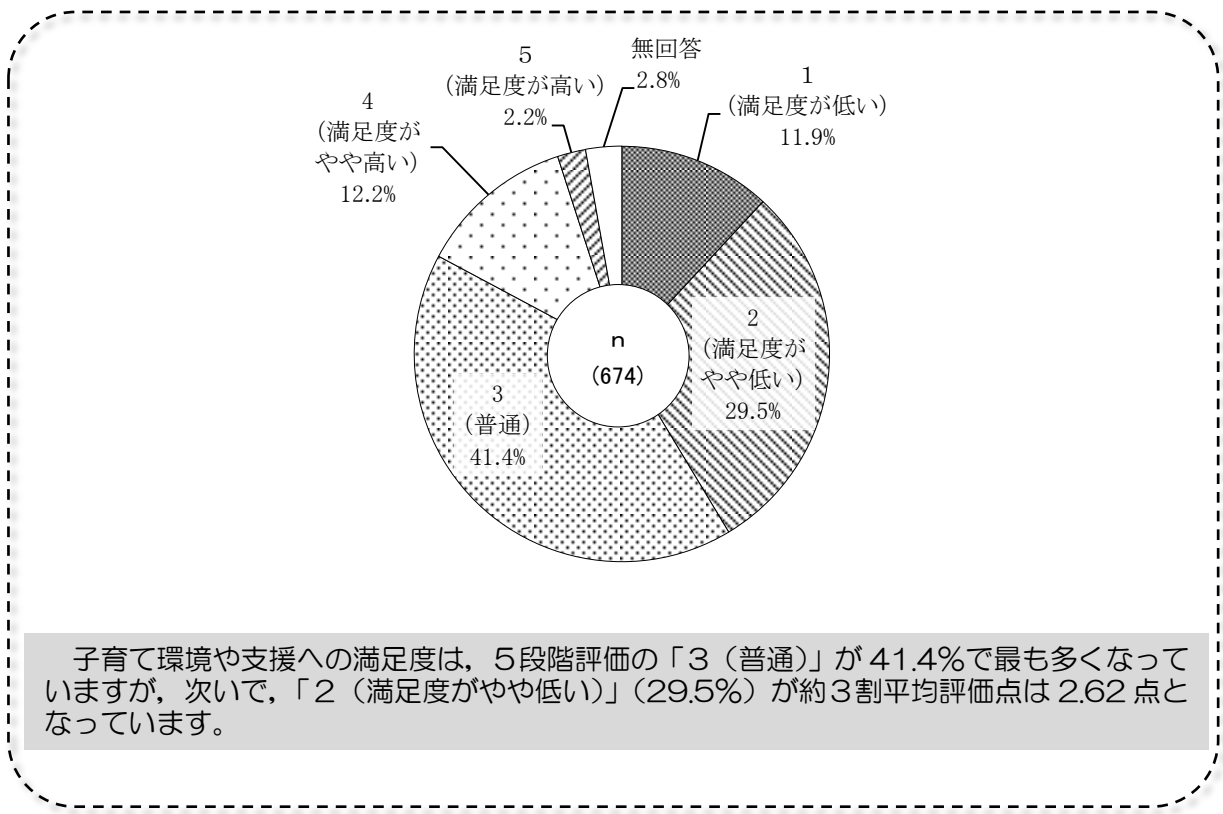




⑪-3 不特定の教育・保育事業の利用目的

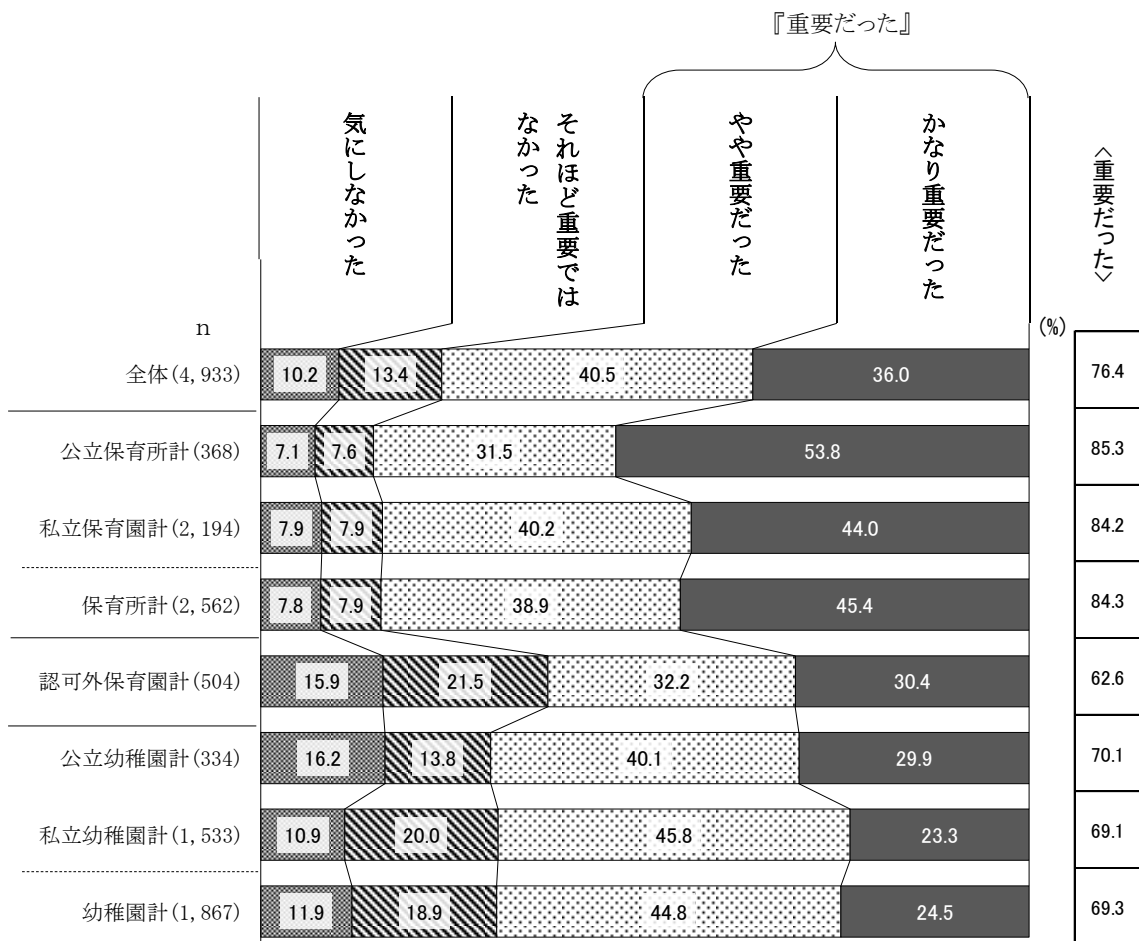


⑫ 子育て環境・支援への満足度



(3) 保育園と幼稚園についての子育てアンケート

①園を選んだときの「立地・場所」の重要度



立地・場所の重要度については、「保育所計」で8割を越えており、保育所を選ぶ際に「職場から近い」などの理由から、立地・場所が非常に重要となっていることが分かります。

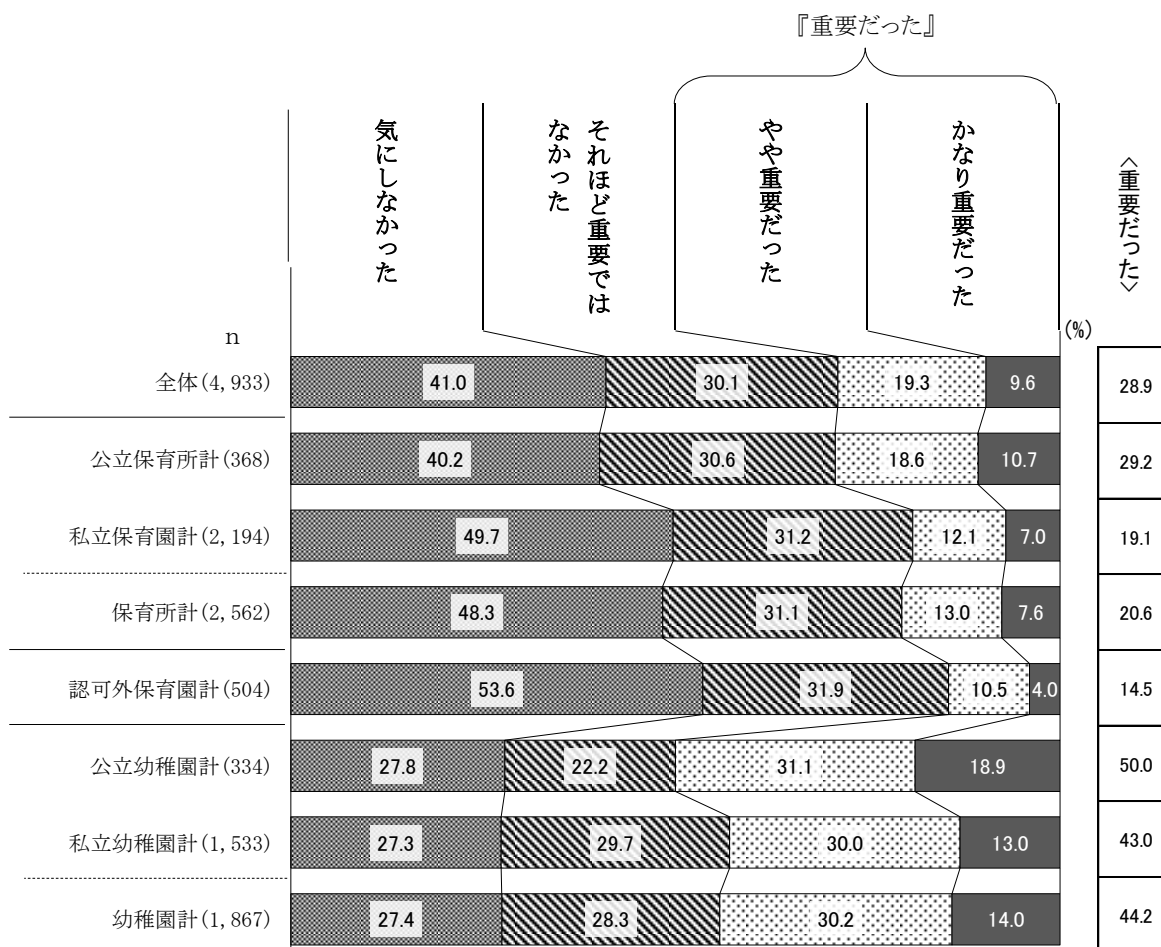
【自由回答】立地・場所で重要だと思うこと

	(件)			
	公立保育所	私立保育所	公立幼稚園	私立幼稚園
自宅に近い	208	1,217	180	825
職場に近い	95	545	-	49
祖父母宅に近い	34	205	-	60
通勤経路にある	31	228	-	-
学区内に立地	-	-	98	-
通園バスのコース	-	-	-	32

\*\* その他の意見 \*\*

- (公立保育所)・学区内に立地
- (私立保育所)・学区内に立地 ・環境がよい ・高台にある ・送迎のしやすさ
- (公立幼稚園)・自転車で通勤できる
- (私立幼稚園)・学区内に立地 ・駐車場が広い

②園を選んだときの「公・私の子園であること」の重要度



公・私の子園であることの重要度は、保育所計で「気にならなかった」、「それほど重要ではなかった」の合計が 79.4%であり、働くため等で子どもを預ける必要がある保育所では、立地等の利便性が優先されるため、公・私の子園はそれ程重要視されない傾向があります。

一方、幼稚園計では「かなり重要であった」、「やや重要であった」が 44.2%あり、公・私を意識して選択している傾向が見られます

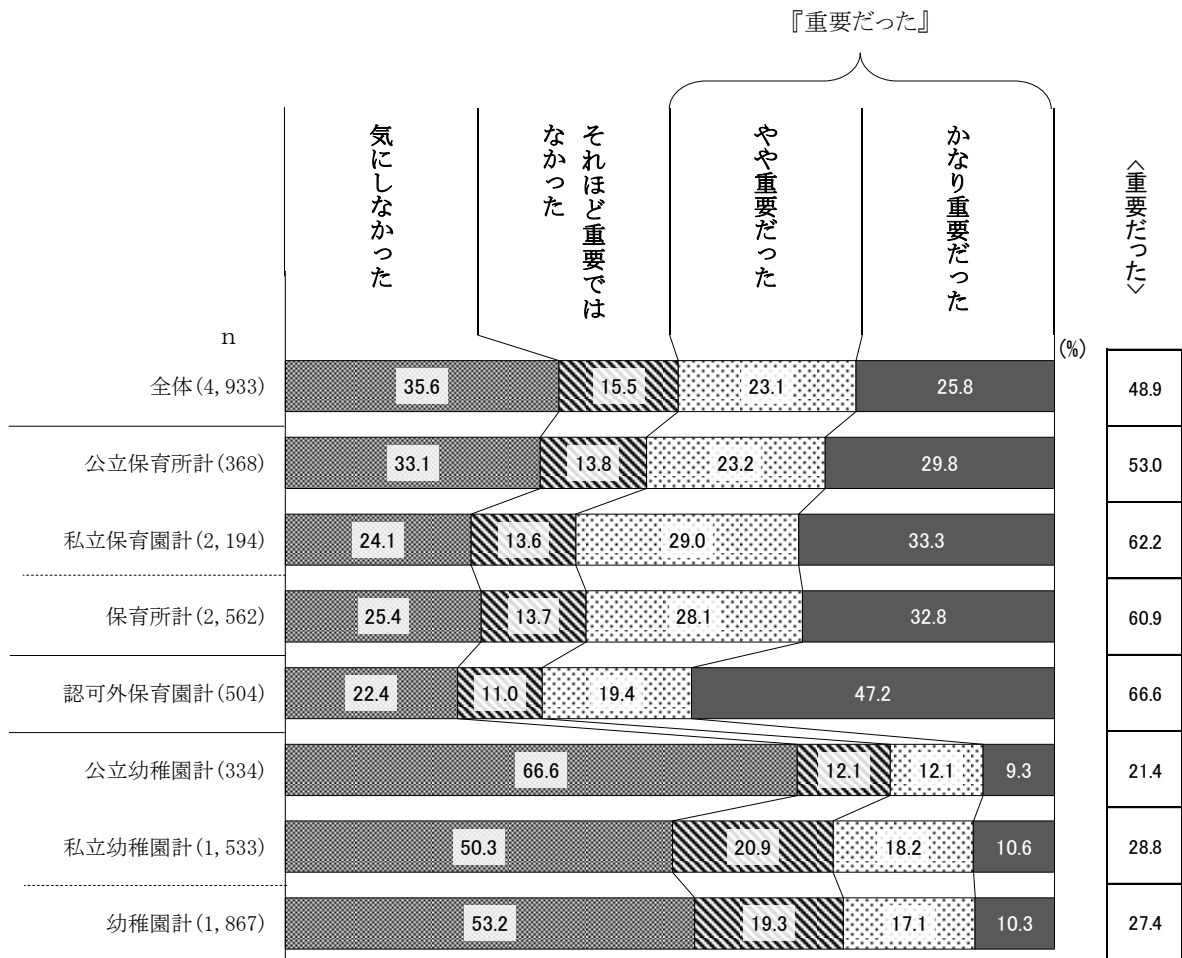
【自由回答】公・私の子園で重要だと思うこと

	公立保育所	私立保育所	公立幼稚園	私立幼稚園
通学予定の小学校に近い	29	70	73	51
保育にかかる料金が安い	21	-	-	-
保育内容が充実	-	46	-	-
保育時間	-	40	-	-
料金が安い	-	-	66	-
3年保育	-	-	-	236
預かり保育	-	-	-	49
通園バスの利用	-	-	-	47
教育内容	-	-	-	45

\*\* その他の意見 \*\*

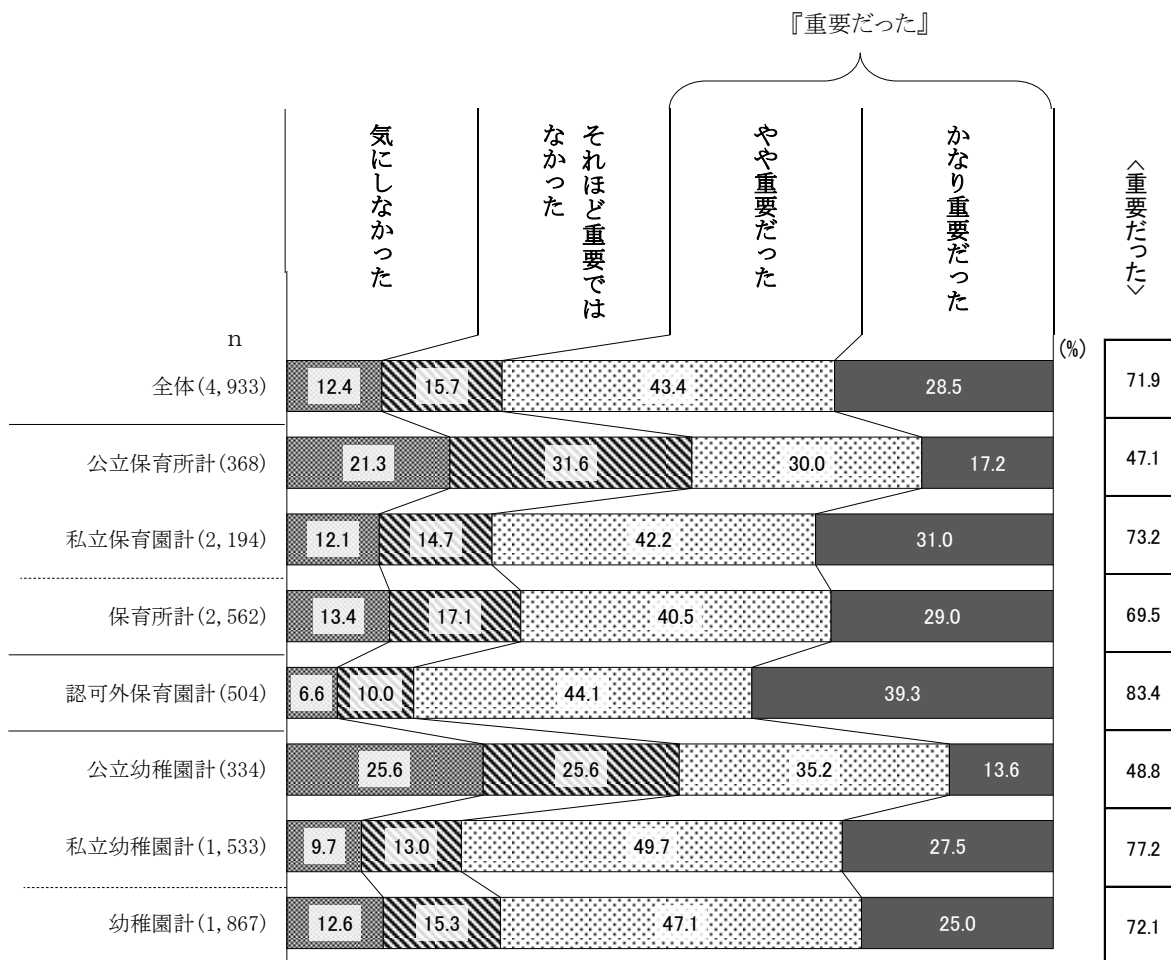
- (公立保育所) ・のびのびしている ・安心して預けられる
- (私立保育所) ・安心して預けられる ・保育方針 ・先生の異動がない
- (公立幼稚園) ・2年保育がよかった ・私立の幼稚園が近くにない
- (私立幼稚園) ・設備が整っている ・毎日弁当作らなくてよい

③園を選んだときの「受け入れ可能」の重要性



受け入れ可能なところで選ぶことの重要度は、働くため等で子どもを預ける必要がある保育所では、預けないと働けないため、受け入れてもらうことが優先されますが、ある程度受入定数に余裕がある幼稚園においては、重要視されない傾向があります。

④園を選んだときの「保育サービスや教育内容」の重要性



保育サービスや教育内容の重要度は、保育所・幼稚園の別ではなく、公私立の別で同じ傾向が見られます。私立を選んでいる保護者は、保育所と幼稚園とも保育サービスや教育内容を重要視している傾向が見られます。

また、認可外保育園についても、保育サービスや教育内容を非常に重要視していることが分かります。

【自由回答】保育サービスや教育内容で重要だと思うこと

	(件)	
	公私立保育所	公私立幼稚園
保育時間	493	345
料金	333	444
おけいこ	286	186
現状に満足している	207	138
土日における保育	129	-
預かり保育	-	272

※ ※ その他の意見 ※ ※

- (公私立保育所) ・病児病後児保育 ・食育 ・保育士の数
- (公私立幼稚園) ・食育 ・プール ・夏休みの預り ・3年保育

付 属 資 料

## 付 属 資 料

### 1. 策定経過

平成26年 7月30日	第1回ひたちなか市子ども・子育て審議会 ＜協議事項＞ (1) 会長及び副会長の互選について (2) 子ども・子育て関連条例について
平成26年 8月28日	第2回ひたちなか市子ども・子育て審議会 (1) 子ども・子育て関連規則について (2) 子ども・子育て支援事業計画について
平成26年 9月11日	ひたちなか市子ども・子育て審議会 私立幼稚園・保育園への説明会 (1) 子ども・子育て支援新制度について (2) 今後の施策展開について (3) 教育・保育施設に係る支援事業計画（案）について
平成26年 9月29日	第3回ひたちなか市子ども・子育て審議会 (1) 子ども・子育て支援事業計画について

## 2. ひたちなか市子ども・子育て審議会

### (1) ひたちなか市子ども・子育て審議会運営要綱

平成26年3月28日  
訓令第3号

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、ひたちなか市附属機関の設置に関する条例(平成6年条例第15号)第9条の規定に基づき、ひたちなか市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (審議会の構成)

第2条 審議会は、委員13人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主の代表者
- (3) 労働者の代表者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

#### (庶務)

第3条 審議会の庶務は、福祉部福祉事務所児童福祉課において処理する。

#### (補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 付 則

この訓令は、公布の日から施行する。



(2) ひたちなか市子ども・子育て審議会名簿

市子ども・子育て審議会 運営要綱第2条第2項		氏名	所属・役職
1号 委員	子どもの保護者	照 沼 悦 子	ひたちなか市PTA連絡協議会長
		大 内 由 記 子	ひたちなか市立幼稚園 PTA連絡協議会長
2号 委員	事業主の代表者	柳 生 修	ひたちなか商工会議所副会頭
3号 委員	労働者の代表者	宮 木 幸 代	社会福祉法人潮福社会 柳沢保育園 主任保育士
		川 又 典 子	学校法人栄光学園 栄光幼稚園 教諭
4号 委員	子ども・子育て支 援に事業に従事 する者	川 崎 誠	社会福祉法人平磯保育園 理事長
		永 山 芳 和	学校法人永山学園 理事長
		上 林 範 子	ひたちなか市小中学校校長会 ひたちなか市立中根小学校長
		広 瀬 久 江	子育てサロン「えがお」代表
5号 委員	子ども・子育て支 援に関し学識経 験を有する者	関 山 彰 夫	学識経験者 (幼稚園長・学校長経験者)
6号 委員	前各号に掲げる 者のほか、市長が 必要と認めた者	岡 田 宣 捷	ひたちなか市 連合民生委員児童委員協議会 湊第1地区 民生委員児童委員協議会長
		寺 沼 保	ひたちなか市自治会連合会副会長
		谷 口 かよ子	ひたちなか市社会福祉協議会副会長

### 3. ひたちなか市子ども・子育て支援事業計画 検討プロジェクト・チーム

#### (1) ひたちなか市子ども・子育て支援事業計画検討プロジェクト・チーム設置要綱

ひたちなか市訓第1号

##### (設置)

第1 平成27年4月1日より始まる子ども・子育て支援新制度に向けて、ひたちなか市の子ども・子育て支援の事業内容等を検討するため、ひたちなか市子ども・子育て支援対策検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

##### (構成員)

第2 プロジェクトチームの構成員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 福祉部長
- (3) 総務部長
- (4) 教育次長
- (5) 福祉事務所長
- (6) 人事課長
- (7) 児童福祉課長
- (8) 教育委員会事務局総務課長
- (9) 教育委員会事務局学務課長
- (10) 前各号に掲げるもののほか、副市長が必要と認める者  
(リーダー及びサブリーダー)

第3 プロジェクトチームに、リーダー及びサブリーダー1人を置く。

- 2 リーダーは副市長、サブリーダーは福祉部長をもって充てる。
- 3 リーダーは、プロジェクトチームを代表し、会務を総括する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第4 プロジェクトチームの会議は、必要に応じてリーダーが招集し、リーダーが議長となる。

- 2 プロジェクトチームは、必要があると認めるときは、関係者に対し前項の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

##### (庶務)

第5 プロジェクトチームの庶務は、福祉事務所児童福祉課が行う。

##### (補則)

第6 この要項に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この訓は、制定の日から施行する。

(失効)

2 この訓は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

(2) ひたちなか市子ども・子育て支援事業計画検討プロジェクト・チーム名簿

(構成員)

職名	氏名	備考
副市長	永盛 啓司	リーダー
福祉部長	黒沢 武男	サブリーダー
総務部長	小池 洋	
教育次長	鈴木 幸男	
福祉事務所長	久保田 幸則	
人事課長	稲田 修一	
財政課長	小倉 健	第2回より参加
児童福祉課長	井上 亨	
教育委員会事務局総務課長	岩崎 龍士	
教育委員会事務局学務課長	石崎 聡一郎	
教育委員会事務局参事 兼青少年課長	阿部 美代子	第2回より参加

(事務局)

職名	氏名	備考
児童福祉課長補佐	鈴木 秀文	
児童福祉課長補佐兼保育係長	川崎 誠司	
児童福祉課保育係主幹	沼田 貴志	